

ります。新生児の死亡は乳児死亡の約六割を占め、死亡率も欧米諸国に比較して高い現状であることにかんがみ、新たに新生児に対して保健所の医師あるいは助産婦等が訪問指導を行なう制度を設けようとするものであります。

第三は、現在骨関節結核にかかっている児童に対して行なわれております療育の給付を、その他の結核にかかっている児童にまで及ぼそうとすることでありま。

結核については一般に、長期間にわたる療養を必要とするのであります。特に児童につきましても心身の發育の途上にあることにかんがみ、適当な生活指導のもとに医療と教育をあわせて行なうことが適當である場合が多い実情でありますので、療育の給付の対象となる範囲を、その他結核児童にまで拡大しようとするものであります。

第四は、新たに児童福祉施設の一つとして、情緒障害児短期治療施設を設けることとあります。

最近、少年非行、特に年少者の非行の増加の傾向は、著しいものがありますので、軽度の非行児等の情緒障害児で、おおむね十二才未満の児童を短期間収容し、または通わせて、その障害をなおすための施設を設けようとするものであります。

第五は、児童相談所の機能の強化、保護者が児童の監護を怠った場合等における措置の強化その他につきましても、所要の改正を行なうとするものであります。

とをお願い申し上げます。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に關しましては、御承知の通り、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて障害年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、続いて翌二十八年には恩給法の一部改正により旧軍人にかかわる公務扶助料等が支給されることとなり、さらにその後数回の改正により、援護の充実及び受給者相互間の衡平がはかられて参つたのであります。しかしながら、これらの援護の措置については、なお、若干の不均衡もあるように考えられますので種々検討を重ねました結果、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案と関連してこの法律案を提案する運びとなつた次第であります。

以下、この法律案の概要につきましても御説明いたします。

まず、改正の第一点は、旧国家総動員法により徴用された者等が、元の陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に業務上戦時災害を受けて不具廃疾となり、または死亡した場合において、その者を準軍属として取り扱い、その者またはその者の遺族に障害年金または遺族給与金を支給することとしたこととあります。

すなわち、これらの者は、現在、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により措置される建前となつてゐるのであります。支給要件等の関係上、同法による措置を

受けられない場合があるのであります。このため、同じ被徴用者等であつて戦傷病者戦没者遺族等援護法の準軍属として処遇されている者すなわち被徴用者等であつて有給軍属とならずに一般工場に勤務していた者と比べて均衡を欠く場合が生じているので、被徴用者等である非戦地勤務の有給軍属を準軍属とし、その者またはその遺族が旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受けられない場合には障害年金または遺族給与金を支給することとしたのであります。

改正の第二点は、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう入夫であつた場合、その者の妻の父母を遺族年金または遺族給与金の支給を受け得べき遺族の範囲に加へたこととあります。

旧民法による入夫婦により入夫となつた者とその妻の父母との間には、法律上の親子関係はないのであります。が、生活の実態としましては、婿養子と同じような関係にあり、これを遺族の範囲から除外しておくことは法の趣旨から見まして妥當でないと考えられるのであります。

改正の第三点は、第四項以下に障害年金等を増額したこととあります。これは、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による傷病恩給の増額との均衡をはかるものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

て、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、本年四月から拠出の国民年金が発足することにより、国民年金がようやく実現の運びとなりましたが、その主柱をなす厚生年金や国民年金の積立金につきましては、厚生年金においては昭和三十六年度分のみでも一千四十億円の増となり、また、国民年金においても初年度三百億円の増と推定されております。この両年金の積立金の運用をどのように行なっていくかは年金制度の今後の発展にきつめて密接な関係を有する問題であり、また、国民がともに重大な関心を寄せているところであると存するのであります。

政府といたしましては、これらの積立金が被保険者や事業主から集められた零細な保険料の集積である点にかんがみまして、かねてからその性格にふさわしい運用の方法を種々検討いたし、また、資金運用部資金運用審議会、社会保険制度審議会、国民年金審議会などの各種審議会の御意見もあり、昭和三十六年度におきましては、積立金を被保険者の福祉の増進のために運用する一つの方法として従前から行なわれている厚生年金の還元融資と、さらにこれとは同様の性格において新規に開始いたします国民年金の特別融資との二つを、積立金の増加額の二五％、すなわち厚生年金と国民年金を合せて三百三十五億円に増額いたしましたのであります。

しかしながら、従来から行なわれております厚生年金の還元融資のうち地方公共団体を通じて民間に転貸される部分は、この転貸という方式に伴い融

資先等におのずから制約がある等種々の不合理な点があるのであります。これを改善し、還元融資及び特別融資を円滑に実施するため年金福祉事業団を設置せんとするものであります。すなわち資金運用部から資金を借り入れて、これを直接厚生年金、国民年金及び船員保険の被保険者の福祉増進に必要な施設を設置または整備しようとするものに貸し付ける特別の法人を設置せんとするのであります。明年度におきましては、厚生年金と国民年金の還元融資の総額三百三十五億円のうちから地方公共団体以外のものに直接貸し付ける分として五十億円がこれに充てられることとしております。

なお、本事業団は、当面、右の融資を行なうことを主たる事業とすることといたしておりますが、厚生年金、国民年金、船員保険の各法に基づく福祉施設を設置または運営する道をも開くことといたしてゐるのであります。

本法案は、このような事業団設立の趣旨に基づいて事業団の目的、融資の相手方や融資の対象となる事業等の業務の範囲を定めるとともに、役員員の任命など事業団の組織に關すること、予算決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣の監督等について規定してゐるものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、児童扶養手当法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

実に努めて参ったのでありますが、父母の離婚後父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等については、社会的経済的に多くの困難があり、これら児童を育てる家庭の所得水準は、一般的にいって低い場合が多く、児童の扶養の資に困難を見る事例が見られるのであります。

政府といたしましては、このような事情に対しまして、社会保障制度の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかりたいと存じ、この法案を提出した次第であります。

次に、児童扶養手当法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一に、支給の範囲であります。この手当は、父母の離婚、父の死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合及び父母のない義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給することといたしております。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合または一定程度以上の所得のある場合等には支給しないことといたしております。

第二に、児童扶養手当の額であります。児童が一人の場合は八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合には千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給することといたしております。

第三に、児童扶養手当に関する費用であります。給付費及び事務費とも全額国庫で負担することといたしております。

第四に、施行期日であります。昭和三十一年一月一日から施行いたしますことといたしております。

以上が児童扶養手当法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉武恵市君) 次いで政府委員から細部についての説明を願います。

○政府委員(森本潔君) 最初に国民健康保険法の一部改正の要綱につきまして御説明いたします。

○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をやめて下さい。

○委員長(吉武恵市君) 速記をつけ。

○委員長(吉武恵市君) それでは次に、社会保障制度に関する調査の一環として、一般厚生行政に関する件をあわせ議題といたします。

○藤田藤太郎君 公衆衛生局長はまだ来いていないのですが、大臣に決意のほどだけを一つ聞いておいて、あとから衛生局長にお聞きしたいと思うのであります。

小児麻痺の対策として、国内でワクチンを製造されて、ことしの計画は一人残らず手当をしようということを出発されたと思うのです。ところが、なかなか、いろいろの面から聞くと、たとえば注射液が間に合わない。そのために輸入の問題が新聞あたりにもちよこちよこ出る。だから、私は詳しいことは局長に聞きますけれども、今皆さんの陳情や、国民の各所で起きてくる対策として、いろいろワクの問題は今後議論になりますが、とにかく厚生省としては、薬が間に合わないから、あとにこの問題は延ばす、やむを得ぬというようなどてあつては私は困ると思う。だから、国内で調達できなければ、早急に輸入して処理するとか、そういう万全を期する決意が大臣にあるかどうか。これだけ一つ大臣に聞いておきます。

○国務大臣(古井喜實君) 小児麻痺は去年より少しきょうまでの発生状況が上回っているようなふうにも思われますので、私も大へんこれは心配をしておるのではありません。それで、あらゆる、やれることはやってみたい、こういう気持ちでかかっておるところであります。で、ワクチンの供給の問題、国内で間に合わないところは必要なのは輸入をする。そのほか、ついででありますけれども、少しワクチンの値段も下げてみたいというふうなこともやってみたり、そのほか、できることはもう何でもやってみたい、こういう気持ちでかかっております。で、また、お気づきの点等がございましたら御注意も願いたいと思ひますが、まああとでこれはどうも残りだというふうなことのほかに、やれるだけのことは一つぜひやりたい、こういう考えであります。お話のように、具体的ないろいろな問題については主管の局長がまた詳しく御説明をすると思ひますが、考えただけで申し上げておきたいと思つておるのであります。

○藤田藤太郎君 新聞で見ると、値段を下げるのか、いろいろ配慮をされておるやうに新聞には見えてゐる。しかし、重大なことは、輸入はするのだけれども、もう四月には間に合わないというところが非常に簡単に書かれてゐるわけですね。五月以後になるであろうということですね。私は、こんなことじゃ万全を期していることにはならないと思ふのです。輸入するのなら、なぜまだ……あの新聞が出たのは三月三十一日だったと記憶するけれども、そんな昔のように船で運んで来るのじゃなく、飛行機で運んでくれば、どこから来ても一日か一日半で届くのですから、そういうことを……今の大臣のお気持と事務的な面との関係が非常にズレがあると思ふ。今緊急に必要としているのがワクチンだ、それがどうもお気持はよくわかりましたけれども、それと実際の具体的な施行をする輸入の手續その他の面では非常に大きな幅があるように私は思ふので、そういうところを中心にして、私は気持ちをもう一度はつきり伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(古井喜實君) ここで實際をどういうふうにとらえておるかという点は、また主管局長が来ましてからよく御説明申し上げたいと思ひますが、これも技術的に事務的にできるだけの措置は講じておるはずであります。ときおり新聞などに書いてあることも、必ずしもその通りじゃない場合もありまふし、また、やむを得ない事情のあり……どうにも検定などの手續など、やむを得ない場合もありますし、そういう辺を一つ局長からでもお聞き下さつて御批判を請いたいと思つておりますが、とにかく最大限度でできるだけのことをぜひやりたい、こういう考え

でかかつておるわけでありまふ。この点は御了解願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 関連して。ただいまの大臣の決意のほどはよくわかりました。ただ昨年の同期よりふえておるということは事実で、昨年五千名をはるかに上回つて、終戦前並に後、最も大きな流行を見て、国内のすべてのお母さんの方たちが非常な不安な状態になつたということは御承知の通りです。私は昨年よりふえておるということは、これは一つの責任問題だと思ひます。私は今後一本年度の予算の編成のときから、もし今度も同じような流行、あるいはさらに大きい流行が起つたときには、責任を追求する、私ははっきりこう申し上げてきたのです。その責任の問題と関連して、私は二つ考え方があつて思ふのです。一つは技術的な問題、一つは予算上の問題。予算が足りなかつたから結局流行があつた、こうなれば私は大蔵大臣並びに主計關係の責任だと思ひます。ところが、もう一つ、技術的な問題があるとするば、これは厚生關係の責任だと思ふのです。従つて、できることは何でもやるといふことをおっしゃつておられるけれども、それはぜひ無責任な言い方だと思ひます。だから、もっと私はこまかいことについては局長から聞きまふが、一体技術的な点に欠陥があつたとしておるか、それとも予算的な面で足りなかつたのか、その点ぐらひはまず第一に明らかにしていただきたい。

○国務大臣(古井喜實君) 今日の流行のきざしというか、状況でありますけれども、これは予算が足りないため

に、あるいは技術上非常に手落ちがあったとかいうほどには私は思っておりました。まあしかし、万全を期します上で、また、こういう点、ああいう点というような点もありますれば、これはもう幾らでも補う点は補わなければなりませんし、考えるべき点は考えてみなければなりませんから……私はまあ多少これはしょうとでありまして、けれども……多少じゃない、全くしょうとのようなものでありますけれども、そう大きな手落ちや欠陥があったとは思っておりません。国産のワクチンが思う通りに検定を通るまでにはいかなかったという事情はございます。その辺にこれは少し残念だったと思っております。また輸入の方をふやしますとか、さっそくにも時間を置かないで手当をするというふうなことも考えておるようなことでありまして、技術的にはよく自分にはわかりませんが、考えるだけは考えているつもりでありますから、大きく、どうもこういう欠陥とかというほどには私はまだ感じておりません。また、御意見も伺ってみてと思ひますが、また、いろいろ御意見を伺いたいと思ひます。

説明を伺っていると、たとえしろうとであらうとも、小児麻痺がすでに大流行の兆が見えつつある、この理由はソークのワクチンの不足によるものと思われ、そういうふうな私は大臣の御見解だと思ひます。そしてそのソークのワクチンの不足ということでは、国内生産が十分でなかった、十分でなかったということは、数はできたが、どうも検定に合格しないようなものができたということになれば、明らかにこれは国内生産を指導してきた人たちの責任問題であり、しかも国内生産は非常に高い。高いものを無理に国民に注射して、そして安い輸入品を押えてきたとすれば、これは私は薬務局長の責任だと思ひます。はつきりしたこうした責任が出てくる段階だと思ひます。この点については、後刻公衆衛生局長だけではありません、今大臣の御説明を聞くと、薬務局長の出席も求めて、そして今の大臣の説明に対する裏づけを十分にお尋ねしたい。

それからさらに、ソーク・ワクチンの問題に関連して、従来も非常に国民の側から出ておる生ワクチンの問題が、こうなつてくると非常に重要性を持つてくると思ひます。大臣はできるだけ何でもやる、そうならば一体この生ワクチンの扱いについて、こういう危険な兆が見えてきた場合には、一体どういう措置をとられるか、この点について一つ大臣の御見解をこの際承っておきたい。

○国務大臣(古井喜實君) 生ワクチンの問題につきましても、使つて差しつかえない、また、効果があるというところが専門的な実験の結果わかりさえずれば、幾らでも使いたいと思ひます。今日までのところでは、小児麻痺そのものに効果があるというところはまだ実験の結果では確認されないのであります。ただし、小児麻痺に伴つて起る神経麻痺と申しますか……失礼しました、ガランタミンの話でした。ガランタミンの方は、もう御承知のように、そういうわけで害はないし、伴う神経麻痺に役に立つから使うことにしよう、こういうことにはいたしました。生ワクチンの方は、何と申しましたも、これは実験の結果差しつかえないということが出ませんものには、お使ひなさい、使つて差しつかえないというわけにはいきませんから、待ち遠しいやうであります。どうしてこれには実験の結果をやはり得ませんと、使つてよいというわけにはいかぬのであります。問題は実験を、できるだけ早く結果を得るといふことにかかつてくるのであります。これはもうすでに御承知のような実験態勢をとつて、実験に手をつけているわけでありまして、これはどうして結果が出ませんと、使つてみたがやはりそこなつたでは、これはどうにもなりません。これも他の国でこういう成績だつたといふ、日本の実情、生活環境などからいってやはり差しつかえないといふところをつかんで、そうだったら使う、これしかもう今のところ考えようはありませんので、そういう考え方はあはきておるのであります。ですから、できない、責任を持つてやつて差しつかえないといふことが言えないといふことは仕方ありません。そのためにしくじつてはいけませんから、差しつかえないといふことであつたなら、できるだけのことをやりたい、こう考えておるので、それ以上は、それ以外の考え方はないのであります。そういう状況であります。

○坂本昭君 今の大臣のお考え方には、基本的には私賛成です。特に私自身医者ですから、そういう点については同じであります。医者から見るといふと、アメリカ人も、ソ連人も、日本人も、ホモ・サピエンスとしては同じなんです。そしてすでにソ連で一九五六年以来実験を繰り返してきて、昨年度は八千五百万人の人たちが生ワクチンの使用をやつてゐる。また、今回東南アジアに私参りまして、マラヤの厚生大臣から、日本の厚生行政のいろいろな点を聞かれました。ところが、マラヤのクアラルンプールにある医学研究所では、やはりすでにこの生ワクチンの問題を扱ひかけております。もちろんこの国の厚生行政は、日本よりもずっと実際のところ落ちております。マラヤのような非常に厚生行政のおくれたところでも取り上げつつあり、また、去年は、日本のこの道の専門家である北岡博士が、その医学研究所で百人以上を集めて講義をやつてゐるのであります。そうした中で、私はなるほど日本の衛生環境が諸外国と違ふことを認めます。認めるけれども、人間として、日本の子供が、ソ連の子供やアメリカの子供と一体どこが違うのだ、そういう点で言葉をごまかされてははなはだ迷惑だと思ひます。もちろん日本の場合、急遽たとえば米を主食とする日本の場合に、どういふ腸内の細菌の變化が起こるか、そういうことを確かめることは必要だと思ひます。これらを確かめるためには非常に急いでもらいたひ。私は、今まで大臣と同じ見解をもつて、ことし流行の兆がなければ、大体大臣の方針に従つてやつてもよろしいと思つてゐたのです。ところが、去年をこえるどうも大流行の兆がある、そういう場合に、今までのようななまぬるいことをもつて臨んでおつたのでは、私は日本の母親たちが、母親だけではありません、国民が承知しないと思ひます。それだけのことを実際にやつておるかどうか。たとえば私ども旅行の留守の間に、この委員会でも議論されたやうであります。たとえば多ヶ谷博士、あるいは江頭博士、アメリカやヨーロッパに行つた人たちをモスクワの研究所に行かせて、そして緊急にそういうものを調査してくる。あるいは研究団を派遣して緊急に見てくる、そういうものと緊急事態に際した処置をとられながら、なおかつ今のやうな、できることは何でもやるということをお大臣が言われるならば、私も納得しますが、そういうことをやらねばいでおきながら、何事もやると言つたのでは、これは何事もやらないことになりまして、私は、この点について、大臣として、何も国民の一部の人が特に強調していることをこの際大臣に押しつけようといふのはありませんよ、ありませんが、今のやうな態度で、この流行が去年よりもつとあえている場合、この場合、私は責任をとつていただきたいと思ひます。その責任をとつていただきたいにも、まあそういう責任を最後にとらなければならぬやうなところまで、われわれとしても追い込みたくないのです、これに應ずる

だけの処置を緊急にしていただきたい。どうもそういう点の緊迫感を大臣は持っておられないじやないか。去年よりもふえた場合、私は明らかにここでお申上げておきたいと思ひますが、責任をとっていただきたい。そうしてそれにはどうが悪かつたか、だれが悪かつたかというところはつきりしてもらいたい。少なくとも今生ワクチンの問題は、大臣がこの一月から答弁しておられたことから少しも出ていない。この際もつと明確にしておいていただきたい。

○国務大臣(古井喜實君) あなたの申しやる気持はよくわかる。わかりますけれども、さばらばといつて、実験もしないで、というわけにはいかぬことは、あなたが一番よく御承知だ。日本としても実験をしなければならぬ。ソ連でよかつたかも知れぬけれども、日本で実験をしなければ、食生活も日本は特殊なものがあるし、また、下水とか尿尿処理の仕方も御存じの通りでありますから、実験の結果を見ないことには急いでもしようがない。あなたはことさら使いたくないように私が思つておるやうなふうに思つておるかも知れぬが、そんな気はありません。だから、できるだけのことをやつて、急いで結果を得たいということであつて、これ以上何かことさら使うまいとしておるかのようにお考えじやなからうけれども、そういうことだつたら決してそういう意味じやないですから、誤解しないように一つお願いしたい。

○委員長(吉武憲市君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉武憲市君) 速記を始め

○委員長(吉武憲市君) それでは先ほど提案の説明がありました六法案について、政府委員から順次細部について説明を願ひます。

○政府委員(森本潔君) お手元に配付しております国民健康保険法の一部を改正する法律案参考資料の三ページをお開き願ひたいと思ひます。

三ページに法律案の要綱がございます。第一の改正の目的でございますが、これは先ほど提案理由で詳細に説明された通りでございます。

第二の改正の要点。一といひましたし、世帯主の結核性疾患及び精神障害に係る療養の給付について一部負担金の割合を十分の五から十分の三に減ずること。二、一部負担の五割を三割にいたしまして、逆に申し上げますと、給付率を五割を七割に引き上げるといふことであります。すなわち世帯主の結核性疾患につきましては最低限七割の給付を義務づけるわけでございます。

第二項といひましたし、国は、保険者に対して、この一部負担金の割合の引下げに伴ひ保険者が必要とする療養の給付及び療養費の支給に要する費用を負担し、又は補助することができるとすること。五割の給付率を七割に引き上げますと、医療費の総額の二割が加重されるわけでございます。多くなるわけでございます。この多くなる二割相当分を全部国が持つわけでございます。市町村につきましては、この費用を負担するという形になります。それから国保組合につきましては二割を補助するという形になるわけ

でございます。所要経費は、昭和三十六年におきまして、半年分でございますが、約四億でございます。平年度にいたしますと、この倍の約八億になります。

第三の施行期日。昭和三十六年十月一日から施行を予定しております。

以上が概要でございます。なお、こまかい資料等は、この参考資料の三十一ページに詳細に書いてございますので、後ほどごらん願ひます。

それからなお、この機会に御報告申し上げておきたいと思ふのでございすが、昭和三十六年四月をもちまして国民皆保険が達成されたわけでございます。

その状況でございますが、全国の市町村の数は、三千五百十三でございます。そのうちで五村残しました三千五百八の市町村において全部国民保険を実施することになりました。その被保険者概数でございますが、四千九百万でございます。これは日本の総人口の約五二％に該当いたします。それからこの四千九百万のうち、百六十万の被保険者は、国保組合と申しますのは、百六十二でございます。その国保組合の被保険者という形でございす。残りはいずれも市町村の国保の被保険者でございます。それから五カ村は実施しないと思ひましたが、これは鹿児島県の奄美大島の五つの村でございます。いろいろ調査をしてみますと、御存じのように、これは非常に交通不便でございます。該当の五カ村いずれも無医地区でございますので、容易に実施できないという状況でございます。なるべくすみやかに所要の措置を講じまして、この五カ村に對しまして国保を実施するように指導したいと思ひますが、四月一日に間に合いかねます。従ひまして、この五カ村に對して実施延期の、厚生大臣が承認を与えておるところでございます。その他市町村におきましては、今申し上げましたように、全部実施することになりました。

以上御報告申し上げます。なお、国保は御存じのように、市町村が国保をやるわけでございます。それから例外的に国保組合というものをやつてもいいことになっております。同種同業者が集まりまして、国保組合というものを作つてもいいことになっております。その国保組合を作つておりますのが百六十二の組合でございます。その被保険者数が約百六十万でございます。それから全部の被保険者総数の概数が四千九百万あるわけでございます。従ひまして、四千九百万から百六十万を引いた四千七百四十万というのが市町村の被保険者でございます。

○藤田藤太郎君 ですからそこで現状の説明を詳しくしてもらつてけつこうだが、質疑のときにもつと深めていきたいと思ふのですが、四月一日に出発して皆保険になったのだが、その中の給付は非常にまちまちでいてるんだから、ついでにそのことを言うておいて下さい、おおかたなことだけ。

○政府委員(森本潔君) それでは申し上げます。給付内容でございますが、四月一日におきまして、五割給付は、最低は御存じのように、五割給付でございます。これが大部分でございます。中には非常に少ないのでございすが五割以上の給付をいたしております。おもな例を申し上げます

と、東京、神戸、横浜、これは世帯主が七割で家族が五割ということになります。それから名古屋、大阪、ここにおきましては世帯主が八割、それから家族が五割、それから特殊な形をいたしまして、京都におきましては世帯主並びに家族を一律に六割という給付をとっております。これが特殊な形でございます。五割以上の給付をやつておるところは現在のところあまり多くございせん。今申し上げました五カ市並びに若干のところが五割以上というのがございます。大部分が五割でございます。

○横山フク君 今百六十二組合です。警察官の家族とか消防署の家族とか、ああいう人たちの組合はここに入つておるんですか。ああいう特殊なものに入つてないんですか。

○政府委員(森本潔君) 特別国保のおもなものは、医師の特別国保の組合、それから歯科医師、薬剤師の特別組合がございまして、今御指摘の消防、警察の家族の組合、こういうのが若干ございまして、これは府県によりまして、作つておるところと作つてないところがあります。府県によりまして消防、警察の家族の国保組合というものが若干あるように記憶いたしております。

○横山フク君 私の伺うのは、それは百六十万の中に入つておるか入つてないかということをお伺ひするんです。

○政府委員(森本潔君) 従ひまして、もちろん入つております。

○横山フク君 そうすると、それは健康保険の家族の方に入つていないのですか。健康保険の家族の方に入つていないわけでしょう。

○政府委員（森本潔君） 恐縮でございますが、訂正をさせていただきます。消防職員は、これまで特別国保に入っておりまして、四月一日新法の規定によりまして二重加入は認めなくなりまして、四月一日以降は一般の健康保険に入るわけでございます。

○横山フク君 消防だけでなく、警察官も全部でございます。

○政府委員（森本潔君） 本人が世帯主と申しますか、本人が国保以外の他の健康保険に入っております場合は、その家族も当然その本人と同じ保険に入ります。国保の二重加入は禁止されるわけでございます。

○横山フク君 それは解散するわけですね、すでにできているのは。

○政府委員（森本潔君） その通りでございます。

次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に関する参考資料の三ページをお開き願います。ここに法律案要綱がございまして、これによって御説明申し上げます。

第一の改正の目的、これは先ほど提案理由で詳細に説明があった通りでございます。

第二の改正の要点、「一 健康保険、（被保険者が出生した場合において支給する分べん費の額を標準報酬月額額の半額が六千円に満たない被保険者につき六千円に引き上げること。これは現行法におきましては、被保険者本人については、標準報酬月額額の半分を分べん費として支給をいたしております。実績は大体平均いたしまして三千八百円程度でございます。でありますのを最低限六千円までを保障しようという

わけでございます。従いまして、かりに標準報酬月額が二万円でありましたとしますと、その人につきましては、その半額の一万円を支給する、半額が六千円に満たない人については、六千円まで引き上げる、こういう建前でございます。それから六千円の根拠でございますが、いろいろ調査をいたしてみますと、病院における出産、それから診療所における出産、家庭における出産、それぞれ経費が異なるおきまうございまして、病院におきましては、大体平均的に申しますと、八千円、それから診療所におきましては七千円、それから助産所におきましては六千円、それから自宅におきましては五千円程度の出産の費用を出しておるようでございます。一応これらの経費をもとにいたしまして、平均的の数字を求めてみますと、約六千円という数字が出ましたので、今回一応この六千円という数字を用いまして、この額まで引き上げることになりました。

それから二番目の被扶養者でございますが、「被扶養者である配偶者が出生した場合において支給する配偶者分べん費の額を三千円（現行千円）に引き上げること。現行におきましては、家族が出生しました場合は、千円の分べん費を出しておりますが、これを大体六千円の半額という気持で三千円という数字にしたわけでございます。

それから次の三番目、「被保険者又は被扶養者である配偶者の出産については支給する育児手当金の額を二千円（現行一千二百円、六カ月まで）に引き上げること。これは、現在におきましては、哺育手当金という名称で一カ

月間に二百円づつ六カ月間、合計いたしまして千二百円出しているわけでございますが、この額を引き上げようというところが一つございまして、千二百円を二千円に引き上げる。従来はひと月ごとに二百円出しておりましたが、これは出す方も受け取る方も不便でございますので、出産をして、その後保育するという事実があります限り、一回に二千円渡してしまふ、こういうようにいたしましたわけでございます。

以上が健康保険でございますが、この船員保険におきましては、健康保険と同様な改正をいたすわけでございまして、それから第三の施行の期日は公布の日から施行することを予定しております。

なお、これに要します経費でございますが、ちよつと口で申し上げませんが、健康保険の政府管掌では分べん費の増加額が約七億円、それから育児手当金の増加分が約四億円でございまして、それから健康保険の組合管掌であります。それから健康保険の組合管掌であります。健康保険の組合管掌におきましては、大体現実に付加給付として相当の額を出しておりますので、こういう改正をいたしても、実際はすでにこういう給付をしておったという状況でございますから、財政上の負担はあまりなからうと考えております。

それから船員保険でございますが、分べん費の増額約三千四百万円、それから育児手当金の増加分約二千万円という経費でございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○横山フク君 いずれこれは審議のときいろいろな伺わしていただこうと思

うんですが、今の分べん費が病院八千円、診療所七千円、助産所で六千円、自宅は五千円、中をとって六千円ということですか。これは六千円というのは分べん費そのものと解釈してよろしいんですか。

○政府委員（森本潔君） 先ほど数字を例示いたしましたのが、六千円というのは、これは中をとったわけじゃなくて、それそれの施設におきまして出たところの分べん費を加算平均して出したものでございまして、ちよつと意味が違います。それからこの六千円の中身は、通常の出産前には健康診断を受けるというふうなこと、それから週に何回か診察をしてもらうわけでございますが、そういうこと、それから出産してとり上げてもらう経費、それからいろいろ検査してもらつたことがございまして、そういう経費、それから出産後にございまして、これもやはり数回診療をしてもらつたり、そういう経費というものを考えております。

○横山フク君 そうすると、直接医師なり、助産婦、病院、診療所、とにかくそういうところに払う経費として解釈してよろしいですね。

○政府委員（森本潔君） そうでございます。

○横山フク君 私は、そこで資料としてお願いしたいと思うんですが、健康保険の被保険者なり被扶養者なりの分べんの実数ですね。それからそういうことに関連した資料をいただきたいと思うんですが、私はあると思

うけれども、いただいた方がいいと思

う。（異議なしと呼ぶ者あり）

○政府委員（森本潔君） 簡単でございますから申し上げます。

○横山フク君 いや、簡単じゃないはずですよ。二、三十枚にもなるはずですよ。足りなかったら私の方から追加いたします。

○政府委員（森本潔君） 次に、年金福祉事業団の御説明をいたします。参考資料の九ページでございます。

年金福祉事業団法案関係参考資料というのを配りしてあると思ひますが、この年金福祉事業団法案関係参考資料、これの九ページをお開き願います。要綱によって御説明申し上げます。

第一の目的。これは先ほど提案理由で詳細御説明がございましたように、厚生年金、船員保険及び国民年金の福祉施設を設備、整備することが一つ、それからもう一つは被保険者のための福祉増進施設について金融をするということ、この二つの目的を持つておるわけでありまして。

第二の総則でございますが、これは事業団におきまうところの例文的なものであります。

その一は「事業団は、法人とし、主たる事務所を東京都に置く。二」といたしましては「事業団の登記、名称の使用制限、これは事業団でないものは事業団という名称を使つてはいかぬという名称の使用制限、それから「住所及び不法行為能力、これは民法の規定を準用いたしておりますが、こういう規定でございます。

それから第三としまして、役員及び職員、事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置き、理事長及び監事は厚生大臣が、理事は厚生大臣の認可を受けて理事長が任命するものとすること。それから二

つ、理事は厚生大臣の認可を受けて理事長が任命するものとすること。それから二

番目の「役員」の欠格条項、兼職禁止、職務権限、任期及び代表権の制限について規定するものとする。」「を規定いたしております。役員は、国家公務員、地方公務員、国家公務員、地方公務員、あるいは議会の議員というものは役員にならない。それから兼職禁止と申しますのは、官利を目的とした事業をやつてはならぬ、役員は官利事業をやつてはならぬという兼職禁止の規定でございます。それから職務権限というものは、これは普通でございます。理、理事長は事業団を代表するということ。それから任期は四年でございます。それから代表権の制限と申しますのは、これは理事長は自分と利害関係のあることについて事業団と契約等を結んではならぬという制限でございます。三番目に「事業団の職員の任命並びに役員及び職員の公務員たる性質について規定するものとする。」「これは事業団の職員の任命は理事長が任命いたします。それから役員及び職員は、刑法と罰則規定の適用につきましては、公務員とみなされるわけでございます。

次の第四でございます。業務。一、事業団は、その目的を達成するため、次の業務を行なうものとする。」「イといたしまして、「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による福祉施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。」「これは事業団がみずから設置するわけでございますが、これを設置する場合には、ここにございまして三つの法律の福祉施設としてやるわけでございます。どういふ施設をするかということにつきまして、

は、ここに老人福祉施設、あるいは療養施設という例示をしておりますが、政令で具体的に適当なものをきめていただきたいと考えております。それから次に「次に掲げる者に対し、被保険者等の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。」「(1)といたしまして「事業主又は船舶所有者」ということ。(2)「(1)の事業主で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの連合体で政令で定めるもの。」「(3)被保険者等で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの連合体で政令で定めるもの。」「(4)前三者以外の被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの」ということ。政令で定めて、ロにおきましてはここに書いてあります融資の対象を、四つございしますが、融資の相手方、それからどういふ施設に融資をするかということを書き添えてあるわけでございます。融資をする施設は老人福祉施設、それから療養その他の施設で政令で定めるものというところで、細部につきましては政令で考えようかと思っております。それから融資をする相手方でございますが、「(1)事業主又は船舶所有者」、これは厚生年金で保険料を出します事業主または船舶所有者でございます。これは単独でも入るわけでございます。それから(2)におきましては第(1)に書いております事業主または船舶所有者の団体でございまして、これらが集まって組織した事業協同組合であるか、あるいはこれらの人が集まって法

人を作る、あるいはこれらの協同組合または法人の連合体というものを、これも融資の相手とするわけでございます。それから三番目は被保険者等で組織された団体でございまして、例示いたしまして、これは国民年金の関係がございまして、農業協同組合というものを例示いたしておりますが、その他適当な法人あるいはこれらの連合体ということ、被保険者の団体にも対象にしようというわけでございます。それから四項の「前三者以外の被保険者等の福祉増進に必要な業務を行なう」と申しますのは、従来から厚生年金の還元融資の相手方にしていたところでした日赤でございます。あるいは済生会というふうなものを一応予定しているわけでございます。これらの細部につきましては、各施設あるいは融資の相手方につきましては、いづれ政令の段階におきまして具体的に列挙する予定でございます。その次の二、事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができ、その認可を受けること。」「事業団は、この金融業務を全部やることはほとんど不可能でございますので、金融機関を指定いたしまして貸出業務を委託するわけでございます。医療金融公庫と実質上同様な方法でございます。大体この場合におきましては委託手数料をいたしまして、実収利息の二割程度を交付する予定でございます。それから第三番目「事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けることとし、これを変更しようとする場合も、また同様と

すること。」「業務を行ないます場合には業務方法書というものを作成いたします。この作成、変更について厚生大臣の認可にかかわらせるわけでございます。」「四 事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けるものとする。」「事業計画と資金計画を四半期ごとに作成して認可を受けるわけであり。」「第五 財務及び会計一 事業団は、毎事業年度毎に予算及び財務諸表を作成し厚生大臣の認可を受けるものとする。二 利益及び損失の処理について規定すること。三 事業団は、厚生大臣の認可を受けて長期及び短期の借入金を行うことができるものとする。」「長期の借入金とは昭和三十六年度におきましては五十億を予定いたしております。これが貸付の原資になるわけでございます。」「四 債券発行について規定すること。」「年金福祉債券を発行いたしまして、十六年度におきましては具体的な発行はまだ予定いたしておりません。五番目「政府は、予算の範囲内において、事業団に対しその業務に要する費用を交付することができ、その費用を交付すること。」「この事業団におきましては、政府の出資金というものは予定いたしておりません。事業実施のための原資はすべて還元融資の金でやることにいたしております。ただ事業の執行に要します費用を厚生保険特別会計、それから船員保険特別会計、国民年金特別会計から交付することにいたしております。昭和三十六年度におき

ますところの業務に要する費用の交付金は七千九百万を予定いたしております。」「六 余剰金の運用方法及び財産の処分等の制限等について規定するものとする。七 その他事業団の財務及び会計に必要事項は、厚生省令で定めることとする。第六 監督一 事業団は、厚生大臣が監督するものとする。二 厚生大臣が事業団もしくは受託金融機関に対して行なう報告の要求及び立入検査について規定するものとする。第七 協議事業計画及び資金計画、業務方法書、業務の委託又は予算等の認可については大蔵大臣との協議規定を設けるものとする。第六におきまして厚生大臣が主管官庁になっておるのでございますが、この実施につきましては、第七にありま

こと。」

第九のこの「その他」であります。一応この事業団の発足は七月一日というつもりで準備を進めて参っております。

以上が概要でございます。なおこの資料の五十九ページをお開き願います。五十九ページに「昭和三十六年度事業計画(案)」というのがございます。

ここにございますように、昭和三十六年度におきましては、資金運用部資金の借入金五十億円を原資とし、同額の貸付を実施する予定である。この五十億円のうち四十億円は昭和三十六年度財政投資計画による厚生年金還元融資二百六十億円のうちから出します。それから残りの十億円は同じく国民年金還元融資七十五億円のうちから充当することにいたします。なお、このほか先ほど申しましたように、政府交付金七千九百万円をもって事業団の業務の執行に充てるわけであります。

それから二番目に書いてありますところの貸付対象の施設の一応の計画でございますが、一応計画としましては次のページにございますように、厚生福祉施設に對しまして三十三億、この厚生福祉施設には二種類考えております。右の行にございます休養施設、共同給食施設、体育館、会館等というのを一応これを第一種の厚生福祉施設と考えております。それから二行目の方は、老人ホーム、保育施設、児童厚生施設、母子ホーム等、これを第二種の福祉施設と考えております。と申しますのは、この貸付の条件であります。貸付利率第一種につきましては六分五厘を、第二種につきましては六分五厘をやや下回った利率にしたいという

気持ちでございます。具体的数字はまだきめておりませんが、この第二種の方につきましては収益といえますか、金を上げることがむずかしいという事情がございまして、利率を少し下げたいと思っております。第一種につきましては金額は二十三億円、第二種につきましては十億円予定いたしております。

それからその次の「病院および診療所」これに十七億予定しております。合計で五十億を予定いたしておるわけでございます。

それから次の六十一ページ、これは先ほど申しましたこの「融資の相手方および融資対象事業」でございますが、先ほど申しましたような、説明したようなことを一応ここに文章で書いたものでございます。

以上簡単にございますが、概略御説明いたしました。

○坂本昭君 次の審議の機会に、今かなり予算の内容など出ておりますから、次の機会にはこの法律に關係のある政令ですね、政令の内容、政令も一つつけて出していただきたい。資料として。

○政府委員(森本潔君) 政令の案でございますが、ただいまのところ法律を進める段階でございます。まだ具体的にこの政令案の内容を關係各省と詰めて切っておりません。先ほど申しましたように、実施が七月一日の予定でございますので、まあできるだけ早くこれは整備しなければいかぬと思っておりますが、この政令案の内容等がまとまりますれば提出いたすつもりでございますが、ただいまのところ、目下關係各省と検討中の段階でございます。

で、でき上がりましたら提出いたしたい、こういうことにいたします。

○坂本昭君 それは、今の事業計画の内容もあれば融資対象の事業の内容もかなりここに明記されている上は、政令の原案という程度はこれは非常に必要でありますから、詰めたものでなくとも原案程度は資料として出して下さい。(異議なしと呼ぶ者あり)

○藤田藤太郎君 それからこの一種、二種それから病院、診療所というのは、ここの五十億のうちで、これでやる計画ですね。間違いはないですね。

○政府委員(森本潔君) 一応こういうように計画いたしておりますが、これも実施をしてみますとあるいは五十億のワケは変更はしないのでございますが、五十億の総ワケはその場合においての入れかえは実施の様子を見ましてあるいは若干考慮しなければならぬ、変更しなければならぬ事情があるかと思っております。一応のめどでございます。

○藤田藤太郎君 私は審議するためにちょっと聞いておかなければいかぬのだが、福祉施設に貸す金はことし入っている、ここにこう出てきたものが、これはだいたい違ふのだ、そういうこととの關係を明らかにしておいてもらわないとわれわれは審議できない。

○政府委員(森本潔君) 私はそういうような話を聞いておりませんし、また考えておりません。ただいままでに申し上げた通りでございます。

○藤田藤太郎君 それならよろしい。

○政府委員(大山正君) 児童福祉法の

一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律案参考資料の五ページに要綱がございまして、要綱について御説明申し上げます。第一、新たに三歳児に對して、毎年、健康診査を行ない及び新生児の保護者に對して、訪問指導を行なうこと。幼児期の保健指導が現在のところほとんど行なわれておりませんので、最も大事な時期であると考えます三才児につきまして、毎年一斉健康診査を行なうということにしたいと考えております。

それから新生児はこの法律では、生後二十八日までの乳児をいうことといたしておりますが、その新生児の死亡率が非常に高いので、これにつきましては一カ所に集めることができませんので、家庭訪問を行なう保健上の指導を行なうということにしたいと考えております。新生児につきましては、一人の新生児に對して二回の指導を行なうことにしたいと、かように考えております。

次に「第二、骨関節結核児童に對する療育の給付をその他の結核児童に及ぼすこと。」この点につきましてはカリエスについての制度が制定されました際に、当委員会におきましても附帯決議がありました点でございます。それを一般結核に及ぼすということにしたいと考えております。

なお、療育の給付の内容といたしまして、従来医療給付、それから学習に必要な物品の支給、その二つを行なったのでありますが、今回新たにそのほかに療養生活に必要な物品の支給というものもあわせてカリエスその他の一

般結核の児童に行ないたい、かように考えております。

「第三、情緒障害児に對する児童福祉施設として、新たに情緒障害児短期治療施設を加えること。」この情緒障害と申しますのは、愛情の不満でありまして、あるいは劣等感等からいたしまして、子供が正常な感情生活に支障を來たしまして情緒の不安定を來たしているような児童を言うわけでございまして、反社会的な行動をとる場合が多いのであります。いわゆる低年齢層非行、軽微程度の初期の非行児童はおおむねこの情緒障害を來たしておるのでございまして、このような児童を早期に発見いたしまして、施設に收容して短期に治療するという施設を作りたい、かように考えておるのでございまして、平均三カ月以内ぐらゐの治療によりまして大体軽度の情緒障害は治療することが、心理療法によりましてなおりますことができるというように考えられるのであります。

「第四、第一の健康診査に要する費用の三分の一を国庫が負担すること。」負担規定を改正します。

「第五、その他条文の整理を行なうこと。」提案理由説明にございましたように、この条文の整理といたしましては、児童相談所の機能を明確にする点、あるいは保護者が児童の監護を行なった場合等の措置を強化する点、そのほか母子手帳に關する国庫負担の規定が現在動いておりませんので、これを整備する点、その他字句の整理等を行なうものでございます。

第六といたしまして、「この法律は、公布の日から施行すること。資料」といたしまして、法律案あるいは新旧条文

の対照表でございまして、三十九ページ以下に關係の統計資料があり、児童相談所の關係、あるいは母子衛生の關係、結核児童の關係等の資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

○横山フク君 簡單なところだけ伺うのですが、先ほどの提案理由の説明に「新たに新生児に対して保健所の医師あるいは助産婦」と書いてありますように、これは保健所の医師あるいは助産婦なんですか。

○政府委員(大山正君) この新生児の訪問指導につきましては、保健所が中心になるわけではございまして、保健所の職員が原則として参るわけではございまして、ただ實際問題といたしまして、現在の保健所の職員の能力といたしまして、十分手が回りかねると考えますので、開業の一般の医師あるいは一般の助産婦の方々等を保健所に委嘱いたしまして訪問指導を行なつていただくというふうな態勢をとることを目下考へております。

○横山フク君 それから費用の三分の一は国庫負担ですが、あとの三分の二ですね、これは都道府県と市町村におろすのですか、おろさないのですか。

○政府委員(大山正君) 三分の一都道府県、三分の一市町村というふうに考へております。

○横山フク君 ここでも資料をお願いしたいのですけれども、保健所の保健婦の現員、それから保健所の基準は人口十萬——これは保健所の課長なりあるいは公衆衛生局長の方になるのでしょうか、けれども、保健所の基準は人口十萬単位ですけれども、實際に平均どれくらいになっておるか、これがはし

いと思ひます。それから従つて基準の定員というのは出てくるわけですが、保健婦の、それから現在の保健婦の数でございまして、それから保健所の保健婦に割り当てられた仕事ですね。非常に仕事が多いのです。今度三才児もすると三才児の数からいって三才児の指導はできないと思ひます。三才児は助産婦は職務外ですから、そういうのからして、現在の保健婦の現員と、その保健婦に割り当てられた仕事の内容、これの實際ですね。そういうのを資料として出していただきたいと思ひます。それから三才児は出生率から死亡率でもって割り出していけば実数は出てくるわけですから、三才児を指導するためにはかかる実務労働時間という格好になりましようかね、そういうのも出していただきたいと思ひます。

なおこの際、関連してですが、未熟児ですね、未熟児を保健所の保健婦さんがしていらっしゃる。この未熟児にかかつておる時間ですね。どれくらいにかかつておるのか、それから未熟児がそのした指導をした結果、どういう経過を通つたか。現在も予算も相当とれて、二年か三年になりますね、その結果が出ておると思ひます。ですから、そういうのも出してほしい。もちろん今保健婦と申し上げたけれども、助産婦も百何十人かいますが、その助産婦の實際も出していただきたいと思ひます。それがいいと、これが保健婦に對してどのくらいの過重労働になるか、定員をどうするかということに

関連したことですけれども、保健所の保健婦さんの仕事は年々ふえておるけれども、基準は一向変わつていないというのがありますからそういうための資料ですから、出していただきたいと思ひます。

○政府委員(大山正君) 關係局とも打ち合わせまして資料を提出することにいたします。

次に、児童扶養手当法案につきまして補足説明を申し上げます。

児童扶養手当法案の参考資料の五ページに要綱がございまして、第一制定の目的、母子家庭等が置かれておる経済的、社会的状況にかんがみ、父と生計を異にしてゐる児童を監護してゐる母等に対して児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進をはかることを目的としたものであります。

第二内容の要綱、支給要件「(1)父母が婚姻を解消した後、父と生計を異にする児童」離婚後父方に引き取られた子供につきましては、これはここでは対象にいたしておりません。母方に引き取られた児童に対しては対象とするわけではございまして、次に、「父が死亡した児童」父が死亡した場合は原則として国民年金が支給されるわけではございまして、国民年金が支給されるものにつきましては本制度の対象にしないわけではございまして、例外的に国民年金制度の対象にならない場合がございまして、そのような場合は本制度の手当を支給することにしたいと思ひます。考へ方ではございまして、「父が廃疾である児童等」、父が廃疾あるいは生死不明等で實際問題として生別、あるいは死別に準ずるような児童、そのような児童であつて、義務教育終了前の者を

母が監護している場合には母に支給します。母がないためその他の者が養育している場合には、その養育している者に支給するというふうに考へております。

「(2)母若しくはその他の受給資格者又は児童が公的年金を受けているときは支給しないこと。支給制限の一つの点でございまして。

「(3)母又はその他の受給資格者が、前年において十三万円(児童一人につき一萬五千元を加算する)をこえる所得を有したときは支給しないこと。所得制限の点、国民年金の福祉年金とあわせております。

「(4)母又はその他の受給資格者の扶養義務者が、前年において、標準世帯にして五十万円程度以上の所得があつたときは支給しないこと。これもなおわね国民年金の制度に準じたものでございまして。

次に、二手当額「児童扶養手当の額は、児童一人の場合は月八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合には、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額とする」と八百円、四百円、二百円というふうな形にいたしてあります。

三支払期日、児童扶養手当の支払いは三月、七月及び十一月の三回に分けて支払うようにいたしてあります。

四不服の申し立て、児童扶養手当の支給に關する処分不服がある者は、都道府県知事に異議の申し立てをし、さらに不服がある者は厚生大臣に審査の請求をすることができるようになつております。

五費用「児童扶養手当の支給に要する費用及び事務の執行に要する費用は

国が負担すること。」第三施行期日、施行期日は、昭和三十七年一月一日といたしてあります。予算といたしましては、三カ月分といたしまして、事務費が千七百七十六万二千円、給付費が二億三千三百九十八万二千円、二億三千三百九十八万八千円を本年度計上いたしてあります。以下資料といたしまして關係の法律条文等を掲載してございまして、御参照願ひます。

○政府委員(島中順一君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げますが、その参考資料、お手元に御提出してございまして参考資料の六ページにございまして法律案要綱に従ひまして、御説明申し上げます。

改正の要綱は三點ございまして、第一點と第二點は、この前の国会で議員提案になりましたが審議未了になつたもののそのまゝでございまして。第三點は、これは別途提案されております恩給法の傷病恩給が増額になりますので、それに均衡をとつた増額の改正でござい

ます。そこで第一點でございまして、それは旧国家總動員法による被徵用者等である非戦地勤務の有給軍属と申しますと、簡単に例をあげますと、内地の陸海軍の工廠、海軍の工廠とか陸軍工廠に徵用されてゐる者でございまして、が、こういう人々は現在のところでは、いわゆる援護法の対象になつておりませんで、別の法律によつて処遇されてゐるわけではございまして。その法律はそこに書いてございまして、旧

令による共済組合等からの年金受給者

のための特別措置法、こういう法律がございまして、この法律によって措置されているのでございますが、この法律の支給要件によりまして、ただいま申し上げましたような徴用工が公務上不具、廢疾となつたりあるいは死亡したような場合におきまして、年金を支給されない場合もあるわけでございまして、たとへて申し上げますと、そういう徴用工が長男である場合はよろしいのですが、二男、三男であるというような場合には、この特別措置法による年金は受けられないというところに、現行法では穴があいていくわけでございまして、従ひまして、法律を改正いたしまして、こういった徴用工を、援護法上の準軍属という扱いをいたしまして、ただいま申し上げました特別措置法におきまして、年金を受けられない場合の遺族に障害年金とかあるいは遺族給与金が支給されるようにしていく、こういうのが第一の改正でございまして、

第二点は、旧民法にいう入夫婚姻をした者がございまして、この入夫婚姻をした入夫が軍人軍属でありまして、たとえば戦死をしたような場合におきましては、御承知のように、入夫婚姻の場合において、その入夫の妻の父及び母というものは、入夫との間においては親子の關係が法律上はないわけでございます。従ひまして、援護法によつてはその入夫がたとへば戦死をしたという場合におきまして、その妻の父母に対しては、遺族年金とかあるいは遺族給与金というものが支給できないわけでございますが、入夫婚姻は親子關係はないにいたしましても、婿養

子縁組みに非常に似ておりますので、大体同じような扱いをすることにいたしました。入夫がそういった死亡した、公務上死亡したような場合に、その入夫の妻の父及び母を遺族年金または遺族給与金の支給を受ける遺族の範囲に加えていくというように改正をする点でございまして、

それから第三点は、ただいま申し上げましたように、別途提案されております恩給法の一部改正によりまして傷病恩給が第四項以下がそれぞれ症状によりまして二千元ないし八千円の増額がなされておりますので、それと同じ症状につきまして援護法におきましてもその年金を増額したというのが趣旨でございまして、

それから御参考までに申し上げますと、対象と予算額でございまして、平年度におきましては、今言った改正の対象人員が九千六百十六名に大体予想されまして、これに要する金額が約一億五千万円でございまして、三十六年度は、この法律が十月一日の施行でございまして、対象が二千九百十七人で、金額が八百七十八万七千円というのが予算に計上されております。以上、簡単にございまして、御説明を終わります。

○藤田藤太郎君 ちよつと数字で、今の平年度と三十六年度の人員と、予算との關係、ちよつともう一度言つて下さい。ちよつと何か言い間違ひじゃないですか。

○政府委員(島中順一君) 平年度におきましては、人員が九千六百十六人で、金額一億五千万でございまして、三十六年度におきましては、二千九百十七人で、八百七十八万七千円でござい

ます。そこで人員に比例して非常に違つておりますが、これは障害年金等の、あるいは遺族年金等の支給時期が異なつておりますので、平年度に直しますとかような工合になるのでござい

○藤田藤太郎君 ちよつとおかしいな……。実はこれ、人員は同じになるのだけれども、予算の金額が少くないのはこれはよくわかるけれども、人員が少なくなるのはちよつとおかしいのだ、これだけの、九千六百十六人が対象者であるということを出して、そして三十六年度は、対象者は二千九百十七人だというのだから、その説明を……。

○政府委員(島中順一君) ちよつと説明が不完全でございまして、三十六年度の支給する金額の対象になつておる人員がそれだけでございまして、

○藤田藤太郎君 いや、それがわからぬ、それがわかれば……。○坂本昭君 資料百二ページを説明してくれたらわかるのじゃないですか、資料百二ページに内容が書いてある。

○政府委員(島中順一君) 支給する年金の種類が、遺族年金とか障害年金それから遺族給付金というように区別されておまして、それぞれ支給する期月が違つておるわけでございまして、そこで、三十六年度におきましては、たとへば遺族年金は支給期が三月になり

ますので五カ月分計上しております。それから障害年金が一月が支給期で五カ月分だ、それから遺族給付金につ

きましては……。○藤田藤太郎君 それは何ページ……。○政府委員(島中順一君) ございませ

りますので、三十六年度の予算には遺族給付金が計上されてない、従つて、その対象はここに数に上つてない、来年度の、来年の四月に初めて給付されますので、その対象が落ちております。そういう關係で食い違ひなんです。

○藤田藤太郎君 それを言わなければわからぬ。入夫してそこで世帯を持つてそれで奥さんと結婚關係ができて、それを夫の關係からいふと義父母ですね、その人が落ちていたという理由がどうもわからないのですが、どうですか、当然のことです。私も勉強ですが……。

○政府委員(島中順一君) その關係が法律的には親子の關係でないわけでございます。それで死亡者の父または母といふのが遺族に入つておりますが、父、母といふものに法律的には該当しなかつたわけでございます。そこでそれは不合理であるというので今回改正しようというわけでございまして、

○委員(長吉武恵市君) 別に御発言ございませぬか。——それでは各法案に對する質疑は、次回以後にいたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○委員(長吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

○委員(長吉武恵市君) 次に、精神衛生法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)、結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)右兩案を議題といたします。

政府委員から補足説明を聴取いたします。○藤田藤太郎君 これは新しいあれだ

けじやなしに、新しい資料をもつて説明する分があつたらして下さいと言つただけけれども、それによつて説明するといふなら……。それならこの次でいいです。

○委員(長吉武恵市君) この次にしようか。——それでは右兩案に對する質疑は次回にいたしたいと思ひます。

○委員(長吉武恵市君) それでは先ほど質疑のございましたポリオに關する質疑を続行いたします。質疑のありの方は順次御発言を願ひます。

○藤田藤太郎君 小児麻痺の、先ほど大臣にも少しお尋ねし、決意だけ聞いておいたのですが、どうも製造、検査に間に合わないから云々というところが新聞に出てくる、まあ非常に努力されたことはわかるのですけれども、ことの計画ですね、

〔委員(長吉武恵市君) 理事加藤武徳君着席〕

国内の薬品でどうし、足りないものは外国から輸入してどうするかという問題の、今現在計画が立つておる具体的なやつを説明して下さい。新聞じゃたよりない。

○政府委員(牛丸義留君) 現在までの輸入並びに生産の状況でございまして、

品と両方でその利用に満たす、そういう計画で、各大体接種の時期別にこれを見てみると、三十六年の一月から三月までの所要量が三千三百リッターの所要量でございませう。これは〇・五才から一才半までの強制分と、それから三回目、昨年すでに実施をして三回として持ち越した分、そういうふうなもの、それから追加というふうなものを勘案して、所要量が三千三百リッター、それに対して一月から三月までの供給の面は、輸入が三千四百リッター、それから国産品が四百リッター、大体三千八百リッターのものが供給が可能でございませう。これはもうすでに時期は済んでおるわけでございませう。四月以降の供給は、需要量が定期の分と、それから三才までの分を合わせまして四月、五月に、一回、二回として約千六百リッターほどのものが二か月にそれぞれ必要なわけでございませう。それに対して供給は輸入品と、それから国内の生産を合わせまして千四百七十リッターと千八百リッター、三千二百リッター程度のものが供給として可能でございませうので、所要三千三百リッターに対してこれも十分な供給量でございませう。それから六月、七月、八月というふうな所要の、七月の所要は大体千三百五十リッター、八月も同じく千三百五十リッターで、二千七百リッター程度のものが七月、八月に必要でございませうが、それに対して六月、七月、八月の供給見込みが輸入のものと、それから国産品のものと合わせまして三千三百リッター程度のものが供給が可能でございませうので、それを需要に応じて供給をする。それから十月以降はただいま申し上げました

ものの三回分が所要になります、それは主として国産品によってそれぞれ十月に約二千リッター、十一月に七百七十リッター、十二月に六百リッター程度のものがそれぞれ必要として必要でございませうが、それに応ずる供給は国産品によってまかなう見込みが立っているわけでございませう。年間のそういう計算で三十六年一月から三十七年三月の一年と三か月、十五か月で所要が一萬五千、それに対して供給が約一萬八千リッターというふうな見込みを持つておるわけでございませう。〇藤田藤太郎君 一月から三月が三千三百リッターで、輸入が三千八百リッターです、供給の方からいいます。そうすると前の分を含んで一月、三月は間に合ったと、ところが四、五月は千六百リッターで輸入と国産で三千二百七十リッター、それじゃこの一月、三月やつたの二回目をやらなきゃならぬでしょう、こんなところで足りないという問題が出てきやしませんか。〇政府委員(牛丸義留君) 一月、三月で一回、二回は昨年の緊急対策で実施されました、それから今度の法律に基づいて四月、五月が一回、二回実施されるわけでございませうので、先ほど私が申し上げましたように、一月、三月で前年度の緊急対策分として一回、二回、それから本年度の予防接種の改正に基づきます一回、二回というものが、私が先ほど申し上げました供給量で十分間に合うという計算でございませう。

〇藤田藤太郎君 それではこれだけ施行されて、大体対象人員の何%になるかということが一つです。それから値段を下げるというのです、どういう方法で下げるか、これが一つ。それから四、五の需給について生産と輸入との面では、私は新聞だけしか見てないんだが、結局四月に入らないで五月になるということでは、予防からいつて支障を来さないか、この三つをお伺いします。〇政府委員(尾村徳久君) ただいまの一月から三月までの所要〇・五才から一・五才までの所要は、これは今度の計画によりまして、一回分にいたしまして百三十万人、この年令層——一年令層でございませうが、百三十万人で二回分で二百六十七万回というところになっておる、この推定人口から見まして八割が可能、実施済み、こういうことでございませう。それから四月から拡大になります。一・五才から三才までの一・五年令層の者でございませうが、これは一応の今の需給計画では百二十七万人、その二回と従って二百五十四万回ということにいたしておる、これはこの年令層に対して約六〇%という実施率を見込んでおる。ただしこれは一・五才から三才までの者は前年度からやっておりますが相当含まれますので、実際の推計年令数からでございませうと六〇%ございませうが、実際にはもう少しで既済の者が一〇%ございませうので、七〇%、こういう見込みにいたしていただいております。それから三才までの一番危険な年令層は五月までに大体今のような割合で終了いたしますので、これはこの年令層

に対しては間に合う、ただ三才以上のいわゆる任意でやる分でございませうが、この今の計画では七月、八月を一応実施時期として予定しておるのでございませうが、これは先ほど業務局長から説明のありました輸入分が五月、六月に二千リットル輸入されまして、これを予研の方の検定も極力最大に急ぎまして、できればこれを六月からに繰り上げますと、なお確実性が増す、こういうことで時期の繰り上げを今一番検討中でございまして、おそらくこれは繰り上げ実施ができるのではないかと、いいますのは、五月までの今の需要と供給量の余剰量が出ますので、これを少しでも早く任意接種の方にも回す、こういうことにしたい、すでに三月までにも三百リットルは任意分に回したわけでございまして、これはある程度今の法律対象外にもこれは使われておる、これを極力時期を早めて実施したい、これによって万全を期したい、こう思っておりますわけでありませう。

〇政府委員(牛丸義留君) 第二の価格の点でございませうが、これはちょうど今、年度が変わりますので、四月以降の定期接種の分に対しては値段を調整するということ、一番時期的に容易だということに私は、一番時期的に容易だ、ただいま作業中でございませうので、ただいま作業中でございませうので、新聞でも報道されておりましたように、大体二割程度の値下げができるのじゃないか。これはどういう理由からかと思ひますと、最初昨年の第一回の実施のときの輸入量と国産品の年間の見込み数というものを、七対二の比率というふうな私どもは踏んで、その程度で足りるというふうなその当時私ども価格を形成をしたのでございませうが、しかし、実施率の向上その他によって所要量が全体としてふえていき、また、それに伴って、国産品の製造の見込みとの関係で、輸入の比率をもっと予定するということが必要になってきますので、大体十一対七の比率ぐらいになりますので、それだけの価格が低下するわけでございませう。それによって、今の値段のさらに二割強の値下げが実現できるのじゃないかというふうな考えておるわけでございませう。それをできれば新年度分から実施していきたいというふうな考えております。

〇藤田藤太郎君 いずれ坂本君から詳しく御質問あると思ひますが、国内産の——私に聞いていますと、探算のとれるようなワクチンができておるというふうなことが言われておるのですが、それが真実かどうか。それから国内産の生産というものが、今後正常な形で生産されるには、どれだけの能力を持つてゐるか、それから生ワクチン、この前の答弁では五月から三人ですか、それから協議会からまた別に派遣するという格好で研究をされるわけですが、生ワクチンが予研で検査されているのが、大体四月の末にはもう検査が出るわけだと思ひますが、その生ワクチン、その値段の上からまた大量に接種する上からも非常に重要なことだと思ひますが、その点をいつ時分から生ワクチンに具体的に取らるか、日本の生産の予想と輸入との関係、ここあたりを聞かしていただきたい。

〇政府委員(牛丸義留君) 国内製品の製造状況でございませうが、これは現在

三社の製品が検定を了し、または現在検定中でございまして、この最初のものが、力価が少し不足でございまして、不合格であつたようございまして、二回以後の分は検定に合格しております。非常に二回目の製品は力価の点も輸入品よりもよいというふうな評価をなされていくような状態でございまして、その中で一部基準には合格しておりましたけれども、他の物質が混入してあるということ、念を入れまして現在それのさらに、基準以外ではございまして、安全の試験をやつていくような状況でございまして、しかし、製造は二回以降順調に進んでいくわけにございまして、今日これが出回つていないという印象を受けますのは、むしろメーカーの製品はもう検定を待つていくわけにございまして、検定能力が三月まで四ロットの検定能力しかない、四月以降さらに二ロットの検定施設の増加を今やつていくわけにございまして、そういう検定能力の関係で、現在できていくものを検定を待つていく。それは緊急に今要するという大きなロットとしてはどうしても今即応的なものとして輸入を実施したわけにございまして、その緊急輸入分の検定に実は順番を狂わして回したその間、順を待つていくような状況でございまして、実際に国内品はできてはおりますけれども、検定でまだ使用に資しないものがその他メーカーのものにあるという状況でございまして、しかし、これは今度の輸入を過ぎますと、それから生ワクの検定も大体四月で終わりになりますので、そうしますと、またもとに戻つて国産品の検定に、ロットの検定に振り

向けることができるわけにございまして、六月以降になりましては大体順調に検定が可能になるんじゃないか。その生産の状況は年間の総需要量一万五千のうち一万一千リッターは供給できるといふふうに私も考えておるわけにございまして。

○政府委員（尾村健久君） 生ワクの問題でございまして、四月の下旬までには予研における独力検査が終わりまして、直ちに全国における一班五十名当りの対象に對して、大体今のところ十五班でございまして、大体二十班になるかと思ひますが、そういたしますと千名、十五班の場合には七百五十名、この対象に對しては非常に精密な試験を伴います。実際の投用検査が五月以降続くわけにございまして、それも段階がございまして、総合的な計画は年度一ぱいかかるという見込みでございまして、まあある程度の中間で相当程度のことにはわかると思ひます。それを実は中間報告的な締めくくりを二度ほど期待してはいるわけにございまして、おそろく夏の流行期が過ぎたときと、それから十二月ごろ一年末、それから年度末一ぱい、予算の組み方もそういうふうなことにいたしておりました。研究計画を進めてはいるわけにございまして、従ひまして、その結果によりまして、もしこの実験結果、日本におきましても現在の生ワクをまず使用して差しつかえないと、また使用した方がいという結論が出来ますれば、まず生ワクの使用をするわけにございまして、その場合には、ソー・ワク・ワチンの場合も最初輸入から始まつて、それと並行して生ワクの生産計画できたわけにござい

ますが、最初は、おそろくもし来年からこれを合はしてさしあたり使うというふうな結論が出来ますれば、当初は輸入によらざるを得ない、こう思ひます。それと並行いたしまして今度の研究計画でわかりました検定基準の策定、それから製造のいろいろな基準の策定とか、これが間に合いますれば、それに依つて国内生産も軌道に乗せて、こういうことになるかと思ひます。

それからもう一つは、ソー・ワク・ワチンがある時期に一ぱんにやめてしまつて、一ぱんに全部生ワク・ワチンに切りかえるかということにございまして、従来のほかの国々の例を見ますと、必ずしもそうでなくて、いろいろものを並行して使つて、ある部分切りかえていく、さらに最近の議論では、むしろ両方を合はせて使つた方がいろいろの観点では一そういいのではないかと、こういう議論もございまして、切にかえの問題につきましては今研究協議会の研究結果をも尊重いたしまして、その上で取り扱ひは考えたい、こう存じております。

○坂本昭君 簡単に御説明いただきましたが、まずポリオの発生の一歩に近い実況、特に現在九州地区にかなり去年よりふえております。その九州の流行地域の予防接種の実況、さらに流行の見通し、その三つについて簡単に御説明いたしたいと思います。

○政府委員（尾村健久君） 私の方で全国からとりました週報は、今年の一月以降の第一週目三月十八日に全国的な集計をいたしましたので、それに基つて申し上げますと、急性灰白髄炎は昨年の三月十八日までの累計が二百九十六名の患者発生数に對しまして本年

は三百五十二名、約二割の、約三ヵ月間の増加でございまして。それから死者は前年の二十六名に對しまして三十五名、ほぼ患者と比例してございまして。それから、ただいまお話のうちに、一番激しいのは九州の熊本県でございまして、これが格段に目立っております。昨年、この同時期に十二名でありましたのが、こゝしは七十八名といふ、実に数倍以上の発生数でございまして。昨年、一昨年は非常に全国平均少くない、いわゆる未流行地が、こゝしは、今度は昨年の暮れからこゝしにかけて発生いたしたわけにございまして。それから、大きくふえておりますのは、そのほかに九州の大部分が昨年の五名に對しまして二十名と、四倍、それから宮崎県が昨年はほとんど皆無に近かつた一名がこゝしは十八名、それから山口県は三名が十五名、こういう状況で、北海道はほとんど前年と同様、こゝしは去年よりふえて、逆に昨年二十四名出しておつた広島がこゝしは三名であるとか、あるいは兵庫のよう

に、逆に非常にこゝしは出方が減つた、こういう県と両方ございまして。そこで、私の方では、いわゆる前年、前年の未流行地にこゝしは逆に多発するのではないかと、こういう推定を立てまして、現在駐在官を、防疫官を現地に二週間前からこれをキャッチして派遣いたしましたので、明日全部取り調べて帰つて参りますが、従つて、年令別並びに接種状況と、発生率、患者との関係がまた正確に今日のところまで集計してございせんので残念なのでございまして、明日全部調べました資料を集めて帰つて参りますので、具体的なものが個々にわかりますので、その点御了承をお願いしたいと思ひます。

○坂本昭君 流行地の予防接種の状況。

○政府委員（尾村健久君） 予防接種の問題は、今のうちにこゝしの一月から三月までの予防接種も、この北九州はある程度この傾向をキャッチいたしまして、他の地区よりも集中的に予防接種のワチンも増配いたしてやつておりますが、現在まで入りましたニュー・スでは、大分とあるいは熊本、宮崎のような非常に多発地帯が非常にこのワチンの予防に對する関心が今までとところ思つたよりも薄うございまして、実施率が非常に、むしろ上から盛んにハッパをかけたのでございまして。そこで今極力奮勵をいたしておるわけにございまして、実施率は、全国の二月までに終わりました全国平均七七％の実施率とほとんど差がない、よけいにやつておらぬということ、こゝしは一そう今後奮勵をいたしまして実施率を上げる、これが非常に大事だ、こういうふうな努力をしてはいるわけにございまして。

○坂本昭君 まだ私の質問の一番大事な点が落ちておりますが、もう一ぺん繰り返してお尋ねしておきますが、もしこゝし北海道は流行が起ころぬとして初めから当然予期しておられたことと思ひます。従つて、今度は北海道から離れたところと言へば四国とか九州、もう大体予期せられておつたと

は三百五十二名、約二割の、約三ヵ月間の増加でございまして。それから死者は前年の二十六名に對しまして三十五名、ほぼ患者と比例してございまして。それから、ただいまお話のうちに、一番激しいのは九州の熊本県でございまして、これが格段に目立っております。昨年、この同時期に十二名でありましたのが、こゝしは七十八名といふ、実に数倍以上の発生数でございまして。昨年、一昨年は非常に全国平均少くない、いわゆる未流行地が、こゝしは、今度は昨年の暮れからこゝしにかけて発生いたしたわけにございまして。それから、大きくふえておりますのは、そのほかに九州の大部分が昨年の五名に對しまして二十名と、四倍、それから宮崎県が昨年はほとんど皆無に近かつた一名がこゝしは十八名、それから山口県は三名が十五名、こういう状況で、北海道はほとんど前年と同様、こゝしは去年よりふえて、逆に昨年二十四名出しておつた広島がこゝしは三名であるとか、あるいは兵庫のよう

に、逆に非常にこゝしは出方が減つた、こういう県と両方ございまして。そこで、私の方では、いわゆる前年、前年の未流行地にこゝしは逆に多発するのではないかと、こういう推定を立てまして、現在駐在官を、防疫官を現地に二週間前からこれをキャッチして派遣いたしましたので、明日全部取り調べて帰つて参りますが、従つて、年令別並びに接種状況と、発生率、患者との関係がまた正確に今日のところまで集計してございせんので残念なのでございまして、明日全部調べました資料を集めて帰つて参りますので、具体的なものが個々にわかりますので、その点御了承をお願いしたいと思ひます。

○坂本昭君 流行地の予防接種の状況。

○政府委員（尾村健久君） 予防接種の問題は、今のうちにこゝしの一月から三月までの予防接種も、この北九州はある程度この傾向をキャッチいたしまして、他の地区よりも集中的に予防接種のワチンも増配いたしてやつておりますが、現在まで入りましたニュー・スでは、大分とあるいは熊本、宮崎のような非常に多発地帯が非常にこのワチンの予防に對する関心が今までとところ思つたよりも薄うございまして、実施率が非常に、むしろ上から盛んにハッパをかけたのでございまして。そこで今極力奮勵をいたしておるわけにございまして、実施率は、全国の二月までに終わりました全国平均七七％の実施率とほとんど差がない、よけいにやつておらぬということ、こゝしは一そう今後奮勵をいたしまして実施率を上げる、これが非常に大事だ、こういうふうな努力をしてはいるわけにございまして。

○坂本昭君 まだ私の質問の一番大事な点が落ちておりますが、もう一ぺん繰り返してお尋ねしておきますが、もしこゝし北海道は流行が起ころぬとして初めから当然予期しておられたことと思ひます。従つて、今度は北海道から離れたところと言へば四国とか九州、もう大体予期せられておつたと

は三百五十二名、約二割の、約三ヵ月間の増加でございまして。それから死者は前年の二十六名に對しまして三十五名、ほぼ患者と比例してございまして。それから、ただいまお話のうちに、一番激しいのは九州の熊本県でございまして、これが格段に目立っております。昨年、この同時期に十二名でありましたのが、こゝしは七十八名といふ、実に数倍以上の発生数でございまして。昨年、一昨年は非常に全国平均少くない、いわゆる未流行地が、こゝしは、今度は昨年の暮れからこゝしにかけて発生いたしたわけにございまして。それから、大きくふえておりますのは、そのほかに九州の大部分が昨年の五名に對しまして二十名と、四倍、それから宮崎県が昨年はほとんど皆無に近かつた一名がこゝしは十八名、それから山口県は三名が十五名、こういう状況で、北海道はほとんど前年と同様、こゝしは去年よりふえて、逆に昨年二十四名出しておつた広島がこゝしは三名であるとか、あるいは兵庫のよう

ところであります。そういうところの実施率が低いというのはこれは行政指導が悪いのか、どういう理由があるのか、その点を明らかにしていただきたいこと、その行政指導が悪ければこととしては流行がふえてきます。去年よりもっとふえてくる。そうすれば今後の見通しはどうなるか。そうすれば、一体、責任はどこにあるか。大蔵省の予算は十分あった。十分もつたけれども、その注射ができなかった。そういう行政指導が悪いのか。あるいは国内製品が粗悪品のために免疫ができなくて流行が去年よりもよけつてきわめるのか。その理由を、一つ、明らかにしておく必要があると思う。そしてその時期はもう今以外にないです。四月以外に。流行期というのは大体五月、六月なんです。今そのめどを立てて、私は、責任所在を明らかにしてもらいたい。金がないならば、来年度は金をたくさんとるようにするし、あるいは国内製品の力価が弱ければ、国内製品をやめてもらう。あるいは、行政指導が悪くて予防接種の数が少ないとするならば、それは各都道府県が悪いのです。あるいは、厚生省の指導が悪く、せっかく予防接種法も一部改正まで行なったにもかかわらず、実をあげることができなかったとするならば、これは一体何のための厚生行政かということになります。その点をつつ明かにしていただきたい。特に流行の見通しについて責任のある御答弁をいただきたい。

○政府委員(尾村俊久君) この四月から法律が改正になるわけでございますが、一月からは、たしかこれに準じて、一才半までの者には勧奨接種の予

備費をとりまして、これでやっておいたわけでございます。従いまして、あの北九州ないしは中央九州方面の流行予測は、実は一月からわれわれの方はある程度危険をいたしまして、立てまして、二月上旬の衛生部長会議にもこれを予告して、勧奨注射ではあるけれども、流行の可能性の強いところは強力接種率を高める、こういうことについておたつたわけでございます。従って、結果から言いますと、やはり三月までの接種率が低かったことは、私どものそういう警告の仕方が弱かったせいとかもわかりませんが、要するに、現地に於けるPRも含めまして、この予防接種に対する意欲、実施の状況等が確かに低かったわけでございます。危険を冒した割りに非常に他よりも促進されなかったという事情でございますので、今後こういふことのないようにして、今後こういふことのないように、しかも今度は法律が成立いたしましたので、あくまでも強制もできるわけでございまして、これを徹底して完全にする。これによって今後の流行を、これ以上ふえないようにする。いわゆる該当者にぐまなく予防接種を早くやる。こういうことで流行をぜひ防止したい、こう思っておるわけでございまして。

○坂本昭君 その督励班のあした帰ってきた結果については、これはもう委員会をあれを待たずして一つわれわれに説明をいただきたい。特に一番心配するのは、国産品による接種の結果が、従来までもソーク・ワクチン二回接種してもかなりな発病率——二割くらいは発病すると言われている。その

ことが、国産品による接種の場合に、せっかく流行地域に接種はしたが、依然としてかなり高い発病率がある。これはもう当然公衆衛生の面から言っても非常に重要な点であるので、この点にとくと、私は、研究的な成果を明らかにしていただきたい。

さらに私は、これに関連して、先ほど大臣は、あなた方局長の来られる前に、国産品の不良というのを大臣はあげておられたのです。私はこれは非常に重大な点であって、そして大臣としては、できることは何でもやると明言をせられた。しかし、これは大臣はしろろとであって、学者の正しい意見に従って何でもやると言っておられましたが、国産品が不良であるという、そういう懸念があるとするならば、さらに来年は私がおそらく生ワクを使う時代にきていると思うのです。先ほど厚生大臣に申し上げたのですが、三月の中旬から私は東南アジアに行つておつて、マラヤのクアラルンプールの研究所に行きました。ここでも生ワクの問題は取り上げられております。そこで北岡博士がレクチャーをやったことも、あそこでもビルス担当の——これはアメリカ人の医者です。その医者から私に説明もあつたのです。すでに、もう世界の状況が生ワクに移つてつある、その過程において、生ワクとそのソーク・ワクチンを併用して行うかどうかは別として、生ワクの製造の準備段階に入つておる。場合によれば、補正予算を組むなりして、この年内に緊急に対策を講じて、そうして将来身体障害者というものを作らないために全力をあげるべきだと思つて、その際に、この前、予研の柳沢博士も

指摘しておつた通り、この製造機関というものは何カ所も要らない。天変地異に対処して予備的なところを一カ所ぐらい置けば、まあ二カ所でもよろしいのではないかとしように当委員会としては考えを持っておる。ことに今までのソーク・ワクチンの実績からいって、私は民間に六社も七社も作るということは不当だと思ふ。それよりも国が責任をもつて一カ所、それと民間で一カ所ぐらい。これはその内容については詳しいことは申し上げません。が、少なくとも、業務局長のお話によると、検定の能力の低いということを指摘されておりましたが、国がこれは責任をもつて検定能力を高めて、また、その次の生ワクの製造について、もうすでに今は準備段階に入つておると思ふから、場合によれば補正予算なりしてでも、来年度に対するすみやかな対策を講じてもらいたい。ことにこの小児麻痺ワクチンの問題については民間において非常にいろいろ言われておる。特に輸入は安いのかかわらず、注射が非常に高い。その高いためにこの接種を受けることができない、そのために発病しておる人もたくさんある。私はそういう点で、この生ワクの製造機関の問題は非常に深刻な問題であるので、慎重に検討せられて、特に今まさに去年の成績からみますとすると、もうすでに二割も罹病率がふえておるといふことは非常に私におそろべき結果をもたらすのではないかとこのことを心配する。先ほど大臣は責任の所在については明らかにしませんが、この患者の発生だけましますことはできません。でありますから、私は、何人以上出たら厚生

当局の責任を問う、そういうようなことは申しませんが、私は全力をあげてやれば、やっただけの結果の現われるのが、これがつまり予防衛生であり公衆衛生の一番、何といひますか、科学的なゆえなんですから、ただいまの局長の御答弁では、非常にしろろとだましているけれども、そういうことでは、この重要なポリオ対策として納得できない。従つて、明日帰られる方の成績の結果については迅速にひとまず御報告をいただきます。皆さんとともに緊急対策を講じていきたい。どうか今の点について皆さん方で御見解があれば、この際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(尾村俊久君) 最初の、このことしになつてからの多発と国産品のワクチンによる予防注射との成績の問題でございますが、国産品はまだごく最近第一回目が出ただけでございます。今までのところ、地方で国産品による実績というものはなくて、全部今までは輸入品の成績でございますので、この比較はできません。それからただいまの最後の、おしかりをいただいたわけでございますが、確かに今の三百五十二名が第十一週目まで出ております。最近の週の発生は三十名でございます。一番最初、従つてむしろ最初の一月下旬、二月の早々の方が週間発生が多かつた、しかし下がりがつある。そこで今度は一回目、二回目の予防接種のやり方を見ますと、一月中には非常にわずかしやうななかつた。二月になつて、ワクチンが現地到達をいたしました。二月中旬に一回を終わり、ちょうど三月中旬に二回目が終わつてやつと終わるといふ

こととございまして、この三月の十一週までの発生には、昨年、臨時に一部任意でやりましたものの影響はございまずけれども、全く今度の予防接種計画が少しもまだ影響を与えておらぬと、こう推定される実績でございまして、従って、われわれは、そこにまだこれから希望を持っておるのでございします。いよいよ始めた今度の全国の予防接種がよく行き渡れば、この傾向を抑制できるであらうと、こう思っておりますので、極力努力いたしたいと思ひます。

○政府委員(牛丸義留君) 生ワクの研究の結果が、早急に生産の段階に入るといふことになりますれば、私どもとしてもその点は早急に準備もございしますし、いかなる方法なりでやっていた方が最も日本の現状に適するかといふことは、よく私も研究いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○理事(加藤武徳君) 速記をとめて。

(速記中止)

○理事(加藤武徳君) 速記を始めて。調査案件に対する本日の質疑は、この程度にしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

それではきょうはこれで散会いたします。

午後一時二十四分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第一一七八号)(第一一七

九号)(第一一八〇号)(第一一八一

号)(第一一八六号)(第一一九八

号)(第一二〇五号)(第一二〇六

号)(第一二〇八号)(第一二〇九

号)(第一二一〇号)(第一二一一

号)(第一二二〇号)(第一二二六〇

号)(第一二二七〇号)(第一二二七

号)(第一二二七二号)(第一二二七

号)(第一二二七四号)(第一二二七

号)(第一二二七五号)(第一二二七

号)(第一二二七六号)(第一二二七

号)(第一二二七七号)(第一二二七

号)(第一二二七八号)(第一二二八

号)(第一二二八九号)(第一二二九

号)(第一二二九〇号)(第一二二九

号)(第一二二九一〇号)(第一二二九

号)(第一二二九二〇号)(第一二二九

号)(第一二二九三〇号)(第一二二九

号)(第一二二九四〇号)(第一二二九

号)(第一二二九五〇号)(第一二二九

号)(第一二二九六〇号)(第一二二九

号)(第一二二九七〇号)(第一二二九

号)(第一二二九八〇号)(第一二二九

号)(第一二二九九〇号)(第一二二九

号)(第一二三〇〇〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇一〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇二〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇三〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇四〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇五〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇六〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇七〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇八〇号)(第一二三〇

号)(第一二三〇九〇号)(第一二三〇

号)(第一二三一〇〇号)(第一二三一

号)(第一二三一一〇号)(第一二三一

号)(第一二三一二〇号)(第一二三一

号)(第一二三一三〇号)(第一二三一

号)(第一二三一四〇号)(第一二三一

号)(第一二三一五〇号)(第一二三一

請願(第一三四三三三三)(第一三四四四四四) 第七日受理 第一一七八号 昭和三十六年三月十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 広島県賀茂郡河内町三五二ノ一広島県理容環 境衛生同業組合賀茂支 部内 迫田温三 紹介議員 山田 節男君 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄の上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等の万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。 第一一七九号 昭和三十六年三月十

七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 熊本市白山町一〇一熊本果理容環境衛生同業組合内 岩尾恵 紹介議員 野上 進君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八〇号 昭和三十六年三月十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 富山市総曲輪富山果理容環境衛生同業組合内 水野為男 紹介議員 櫻井 志郎君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八一号 昭和三十六年三月十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 青森県弘前市山道町工藤弘二外三名 紹介議員 笹森 順造君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一二〇六号 昭和三十六年三月二十日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 茨城県水戸市常磐町五、七七〇茨城県理容環境衛生同業組合理事 長 福田安太郎 紹介議員 山田 節男君

第一二〇五号 昭和三十六年三月十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 石川県金沢市大手町四三石川果理容環境衛生同業組合加賀江沼支部内 田島徳次 紹介議員 辻 政信君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九八号 昭和三十六年三月十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通) 請願者 山口県宇部市春日町二ノ三ノ七山口果理容環境衛生同業組合代表 理事 松岡栄之進外一名 紹介議員 徳永 正利君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一七八号 昭和三十六年三月十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 請願者 熊本市白山町一〇一熊本果理容環境衛生同業組合内 岩尾恵 紹介議員 野上 進君 この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二〇八号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 熊本市白山町一〇一熊
本県環境衛生同業組合内 岩崎慶

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二〇九号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 熊本市白山町一〇一熊
本県環境衛生同業組合内 高橋銀蔵

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一〇号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 福岡市雁林町二七福岡
県環境衛生同業組合内 田崎禎

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一一号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 札幌市北一条西三丁目
北海道環境衛生同業組合理事 渡辺金蔵

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一二号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（二通）
請願者 福岡市荒戸町二番丁一
六四ノ一福岡県環境衛生同業組合南福岡支部内 前田裕外一名

紹介議員 鈴木 享弘君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一六号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 広島市宇品町御幸通り
十六丁目広島県環境衛生同業組合広島東支部内 金藤正行

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七〇号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 札幌市北八条西四丁目
北海道クリーニング環境衛生同業組合理事 長 市川米三郎

紹介議員 若米地英俊君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七一号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 山口県岩国市今津町
一、二九九 河村菊一

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七二号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 岐阜県安八郡墨俣町岐
阜県環境衛生同業組合内 太田要吉

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七三号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 福井市豊島上町一〇七
福井県水雪販売業環境衛生同業組合内 浅野登

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七四号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 富山市向川原町一九富
山県美容環境衛生同業組合理事 板谷うた

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二七五号 昭和三十六年三月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 兵庫県姫路市西古市兵
庫県環境衛生同業組合内 前田敦一

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一三三号 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（二通）
請願者 山口県秋市平安古町五
二五山口県環境衛生同業組合秋支部内 田島実外一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二一四号 昭和三十六年三月二十三日受理

十三日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 鹿児島市加治屋町鹿兒
島県環境衛生同業組合肝付支部内 水間満治

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二二二号 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 東京都文京区大塚坂下
町一七七東京都環境衛生同業組合小石川支部内 伊藤勇男

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二二三号 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町
下平良広島県環境衛生同業組合廿日市支部内 吉光七五三太

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第二二二三三号 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区赤坂表町三ノ二 円山甚三郎

紹介議員 植垣弥一郎君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三五二号 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区青山高樹町三東京都理容環境衛生同業組合赤坂支部内村野吉之助

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三五三三三 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛知川町中宿滋賀県美容環境衛生同業組合理事長桂巻英夫

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三五四四 昭和三十六年三月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町出作愛媛県理容環境衛生同業組合伊予支部内二宮岩光

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八七号 昭和三十六年三月十七日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 鹿児島市原良町三〇〇鹿兒島県満鉄会内小原貞敏

紹介議員 西郷吉之助君

元南満洲鉄道株式会社職員であつて、(一)軍事輸送業務に従事し、これに基

因して死亡または負傷した者、(二)ソ連・中共に抑留され、また、戦犯の取扱いを受けた関東軍特務機関派遣者、

ハルビン鉄道局分室勤務者、新京調査室勤務者、ハイル鉄道管理管内勤務者、その他これらに準ずる者で抑留

中死亡した者または病氣帰国後死亡した者、(三)満洲特殊地帯勤務者で、ソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のた

め死傷した者等については、当時の満鉄業務の特殊性を勘案されて、これを

軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用せられたいとの請願。

第一二八〇号 昭和三十六年三月二十二日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 東京都北多摩郡小平町一、二四二 安部慎一

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一一八七号と同じである。

第一二八一号 昭和三十六年三月二十二日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 東京都中央区銀座西七ノ六財団法人満鉄会内奥田直

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一一八七号と同じである。

第一一八九号 昭和三十六年三月十七日受理

失業対策事業強化に関する請願

請願者 北海道夕張市長 橋内末吉外一名

紹介議員 阿部 竹松君

現行の緊急失業対策法は、昭和二十四年戦後の混乱期に制定されたものであるが、その後国民経済の異状な復興に伴い失業並びに雇用情勢にも幾多の変化をきたし、事業主側である市町村

は、これが事業の実施に当り幾多の困難と過重なる財政負担を余儀なくされている実情にあるから、現行法を根本的に改正し、事業の円滑なる運営と財政負担を軽減するため、(一)失業対策事業本来の目的と性格を明らかにし、

事業の能率的かつ正常なる運営を保障するよう法制化すること、(二)事業主体については国、都道府県、市町村相互間の責任体制を確立すること、(三)失業対策事業は、全額国庫において負担すること、(四)夏季及び年末手当を全国一律に法制化すること、(五)失

業者の適格基準を法制化すること、(六)積雪寒冷地帯に石炭手当を制度化すること、(七)完全な勸業施設を制度化

すること、等の実現について措置せられたいとの請願。

第一二五七号 昭和三十六年三月二十日受理

国民年金制度実施延期に関する請願

請願者 名古屋市南区西又兵衛町三ノ三四 堀内実外千名

紹介議員 大河原 次君

本年四月一日から実施しようとしている国民年金は、かけ捨て損のゴマカシ年金であると国民大多數の強い反対にあい、政府は、(一)被保険者の遺族に

対し五千円から五万二千円の死亡一時金を支給する、(二)年金支給は、六十

五歳であるが六十歳からくり上げ支給を希望する場合は減額支給する、(三)障害、母子、遺族年金の受給資格につ

いての経過的特例を設ける、等の内容改正を発表したが、これも国民が要求する、(一)保険料を大幅に引き下げ、

貧困者には免除すること、(二)きよ山期間をちぢめて最高十年とすること、(三)国庫負担を増額すること、等を内

容とする年金制度とはほど遠いものであるから、社会保障の一環としての国民年金とは似て非なるこのゴマカシ年金の実施を延期せられたいとの請願。

第一二五八号 昭和三十六年三月二十日受理

国民年金制度実施延期に関する請願

請願者 島根県邑智郡羽須美村阿須那 原本芳人外一万五千八百七十八名

紹介議員 占部 秀男君

第一二五九号 昭和三十六年三月二十日受理

小児マヒ予防対策促進に関する請願

請願者 名古屋市千種区春岡通二ノ一四 青木裕子外六千六百七十三名

紹介議員 藤原 道子君

昨年は、全国的に恐ろしい小児マヒが大流行し、五千人をこえる患者の発生をみたが、今年の夏にはふたたび小児マヒの流行をゆるすることのないよう、すみやかに根本的対策を講ずることが必要であるから、(一)今年夏までに、

五歳未満の児童並びに接種希望児童に、ソークワクチン、生ワクチンの完全接種を全額公費負担で実施すること、(二)小児マヒはく滅のため、国に

よって差別せざといふ国からでも、ソークワクチンばかりでなく、生ワクチンを大量に輸入すること、(三)すで

に、ソ連から日本に贈られている生ワクチン十万人分の使用をただちに認めること、(四)すでに小児マヒにかかっ

ている児童十五人を救うため、ガランタシン等の治療薬をただちに輸入すること、(五)以上の実施のため、国会は

政府が小児マヒはく滅のための治療薬、予防ワクチンの輸入並びにその使用後、保護施設の万全を期するため、

公費負担によって実施できるよう法制化等の措置を講ずること等の実現を図られたいとの請願。

第一二六一号 昭和三十六年三月二十日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(三十五通)

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(三十五通)

請願者 大阪生野区北生野町

一ノ二 古林一夫外三十四名

紹介議員 田中 一君

日雇労働者健康保険法を改正し、真に日雇労働者健康保険とよぶにふさわしい制度、内容とするため、(一)国庫負担率を五割に引き上げること、(二)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健康保険法に延長し、支給額を引き上げること、(三)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(四)受給要件をみたすまでの待期間(二箇月間)を撤廃し、健康診断は無料とすること、(五)被保険者が給付を受けている場合、扶養家族は無条件で受給できること、(六)被扶養者の認定制限を法に、認定は組合証明で認めること、(七)指定市町村を拡大して即時指定するとともに、現金給付の取扱いを行なうようにすること、(八)保養施設をつくること、(九)擬制適用事業所を強制適用事業所とすること、(十)保険料の値上げをしないこと、等の実現を期せられたいとの請願。

第一二七六号 昭和三十六年三月十二日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(三六六通)

請願者 大阪市西成区千本通り六ノ二八 湯佐久子外三十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第一二六九号 昭和三十六年三月十二日受理

十二日受理

酒癪きよう正施設設立に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ四一七鳥取こども学園内加藤礼子外一名

紹介議員 仲原 善一君

近年国民の飲酒量が増加するに伴いアルコール中毒患者も又激増して家庭の悲劇事件や飲酒に関する犯罪及び事故さらに飲酒を原因とする不良少年も激増し、このまま放置しておくならばわが民族の体位と国民道徳とはいちじろしく低下することが予想されて寒心にたえない上、二千五百億円に及ぶわが国の財源として貴重な酒税も、飲酒より生ずる害毒のために消費する財源が酒税をはるかに上回ることが予想されるにせられ、まず第一着として酒癪きよう正施設を急設して国内にその数、十萬ともいわれる酒乱、アルコール中毒患者のきよう正と更正の二途を図られ、福祉国家としての充実を期せられたいとの請願。

第一二七七号 昭和三十六年三月十二日受理

福岡県芦屋町の基地離職者失業保険受給期間再延長に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡芦屋町長黒山高磨外一名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県芦屋町の米軍基地離職者の失業保険について、先に特別の配慮により、昭和三十六年一月三十一日をもつて失業保険金受給期間が満了となるものを三月三十一日までの二箇月間延長の決定を受けたが、昨年八月以降に離職した者で本年四月一日以降まで受給

する権利を有する者はこの恩恵に浴さないことになるから、これらの人もこの恩恵に受けられるよう六月三十日までの二箇月間の期間延長の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三四二号 昭和三十六年三月十三日受理

酒癪きよう正施設設立に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市堰代町一五 深町榮外一名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一二六九号と同じである。

第一三五一号 昭和三十六年三月十三日受理

酒癪きよう正施設設立に関する請願

請願者 長崎市市瀬町二ノ五日本キリスト教婦人矯風会長崎支部内 土岐ヤス

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第一二六九号と同じである。

第一三四三号 昭和三十六年三月十三日受理

国民年金制度実施延期に関する請願

請願者 北海道帯広市大正町愛国 山口美恵子外三千九百九十七名

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三四四号 昭和三十六年三月十三日受理

国民年金制度実施延期に関する請願(二通)

請願者 広島県三原市本町二〇一四ノ二 段武徳外二万一千七十六名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

四月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法の一部を改正する法律案(衆)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用の負担(第二十八条第三十七條)」を「第四章の費用の負担(第二十八条第三十七條)」に改める。

例(第三十七條の二)第三十七條の六に改める。

第八條第三項中「及び交付」を「交付及び返納」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被保険者手帳の交付を受けた者は、その被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付すべき余白の残存する期間内において第六條の規定によつて被保険者となる見込みのないことが明らかにしたとき、又は前條の規定による承認を受けたときは、被保険者に被保険者手帳を返納しなければならない。

第九條に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四條中「開始の日」の下に「当該疾病又は負傷につき特別療養費の支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日」を加え、「一年」を「三年」に改める。

第十六條の二第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「百八十日」に改める。

第十六條の四第一項中「二千円」を「六千円」に改める。

第十六條の五第一項中「分べんの日以後二十一日」を「分べんの日以前四十二日、分べんの日以後四十二日」に改め、同条第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

第十七條第二項及び第五項中「百分の五十」の下に「(結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養については、百分の七十)を加える。

第十七條の三第一項中「千円」を「三千円」に改める。

第十七條の四「又は家族療養費」を「家族療養費」に改め、「配偶者分べん費」の下に「又は特別療養費」を加え、同条を第十七條の七とし、第十七條の三の次に次の三条を加

ないことが明らかになったとき、又は前條の規定による承認を受けたときは、被保険者に被保険者手帳を返納しなければならない。

第九條に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四條中「開始の日」の下に「当該疾病又は負傷につき特別療養費の支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日」を加え、「一年」を「三年」に改める。

第十六條の二第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「百八十日」に改める。

第十六條の四第一項中「二千円」を「六千円」に改める。

第十六條の五第一項中「分べんの日以後二十一日」を「分べんの日以前四十二日、分べんの日以後四十二日」に改め、同条第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

第十七條第二項及び第五項中「百分の五十」の下に「(結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養については、百分の七十)を加える。

第十七條の三第一項中「千円」を「三千円」に改める。

第十七條の四「又は家族療養費」を「家族療養費」に改め、「配偶者分べん費」の下に「又は特別療養費」を加え、同条を第十七條の七とし、第十七條の三の次に次の三条を加

ないことが明らかになったとき、又は前條の規定による承認を受けたときは、被保険者に被保険者手帳を返納しなければならない。

第九條に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四條中「開始の日」の下に「当該疾病又は負傷につき特別療養費の支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日」を加え、「一年」を「三年」に改める。

第十六條の二第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「百八十日」に改める。

第十六條の四第一項中「二千円」を「六千円」に改める。

第十六條の五第一項中「分べんの日以後二十一日」を「分べんの日以前四十二日、分べんの日以後四十二日」に改め、同条第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百四十円」を「二百四十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

第十七條第二項及び第五項中「百分の五十」の下に「(結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養については、百分の七十)を加える。

第十七條の三第一項中「千円」を「三千円」に改める。

第十七條の四「又は家族療養費」を「家族療養費」に改め、「配偶者分べん費」の下に「又は特別療養費」を加え、同条を第十七條の七とし、第十七條の三の次に次の三条を加

える。

(特別療養費)

第十七条の四 次の各号の一に該当する被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三箇月(月の初日に該当するに至つた者については、二箇月)を経過しないもの又はその被扶養者が、日雇労働者健康保険特別療養費受給票(以下「特別療養費受給票」という。)を第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 はじめて被保険者手帳の交付を受けた者

二 一箇月間若しくは継続する二箇月間に通算して二十八日分以上又は継続する三箇月ないし六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納した後、はじめて被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた被保険者手帳(前に二回以上にわたり被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交

付を受けた被保険者手帳)に健康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなつた日又は第八条第三項の規定によりその被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別療養費受給票は、被保険者の申請により、保険者が交付する。

3 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

第十七条の五 特別療養費の支給は、被保険者が第七条の規定による承認を受けたときは、その承認により被保険者とならないこととなつた日以後、被保険者が第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行なわない。

2 特別療養費の支給は、第十四条(第十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間が経過した疾病又は負傷については、行なわない。

第十七条の六 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十三条第二項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項、第十五条並びに第十六条の規定は、被保険者に係る特別療養費の支給に準用する。

この場合において、第十五条第二項中「第十条第四項に規定する確認」と及び「確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替へるものとする。

2 第十条第一項及び第二項、第十

一条、第十三条第二項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項、第十五条、第十六条並びに第十七条第二項から第四項までの規定は、被扶養者に係る特別療養費の支給に準用する。この場合において、第十五条第二項中「第十条第四項に規定する確認」と及び「確認」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と、第十六条第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十(結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養については、百分の七十)に相当する額」と、同条第二項ただし書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十(結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養については、百分の七十)に相当する額」と読み替へるものとする。

第十八条第五項中「家族療養費」と改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

第二十八条第二項中「及び出産手当金」を「出産手当金及び特別療養費」に、「十分の三」を「二分の一」に改める。

第三十条第一項中「二百八十円」を「四百八十円」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 認可による被保険者に関する特例

(認可による被保険者)

第三十七条の二 第六条に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、次の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、この章の定めるところによる。

一 日雇労働者をもつて組織する労働組合の組合員であること。

二 その所属する労働組合の組合員全部を包括して被保険者とすることについて厚生大臣の認可があつたこと。

2 前項第二号の認可の申請は、同項に規定する労働組合がその組合員の二分の一以上の同意を得てするものとする。

3 厚生大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、第一項第二号の認可を取り消すことができる。

一 組合員が四人以下となつたとき。

二 第一項第二号の厚生大臣の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という。)が、その組合員の四分の三以上の同意を得て認可の取消を申請したとき。

三 認可組合が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの

法律に基づく命令に違反したとき。

4 前三項に規定するもののほか、第一項第二号の認可及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の負担)

第三十七条の三 認可組合の組合員で被保険者に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該被保険者の負担とする。

(保険料の納付義務)

第三十七条の四 認可組合は、その組合員である被保険者が使用される日ごとに、当該被保険者が負担すべき保険料を、当該被保険者に代わつて納付しなければならない。

2 同一人が、一日において、第六條の規定による被保険者として同條に規定する事業所に使用され、及び第三十七条の二の規定による被保険者として使用された場合においては、その者は、第二十九条の規定による保険料の徴収に關しては、第三十七条の二の規定による被保険者として使用されなかつたものとみなす。

(被保険者の償還義務)

第三十七条の五 認可組合が前条第一項の規定によりその組合員である被保険者に代わつて保険料を納付したときは、当該被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該認可組合に償還しなければならない。

(適用規定)

第三十七条の六 第八条第一項及び第三項、第二十五条の二第二項、

第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十七条第一項の規定の適用については、それぞれ、次の各号のとおりに読み替へるものとする。

一 第八條第一項中「第六條の規定によつて被保険者となつたとき」とあるのは「被保険者となつたとき」と、第八條第三項中「第六條の規定によつて被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき」とあるのは「被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき」と読み替へる。

二 第二十五條の二第二項中「事業主」とあるのは、「認可組合」と読み替へる。

三 第三十一條第二項中「前項」とあるのは「第三十七條の四第一項」と、第三十一條第三項中「第六條各号に掲げる事業所に使用される日ごと」とあるのは「使用される日ごと」と、
「事業主」とあるのは「認可組合」と、第三十一條第四項中「事業主は、被保険者を使用する日ごと」とあるのは「認可組合は、被保険者が使用される日ごと」と読み替へる。

四 第三十二條中「事業主は、その事業所ごと」とあるのは「認可組合は」と、「被保険者を使用するつど」とあるのは「被保険者が使用されるつど」と読み替へる。

五 第三十三條第一項及び第二項中「事業主」とあるのは「認可組合」と読み替へる。

組合」と、「第三十一條」とあるのは「第三十七條の四第一項」と読み替へる。

六 第四十四條中「被保険者を使用する事業主」とあるのは「認可組合」と読み替へる。

七 第四十七條第一項中「被保険者を使用する事業主」とあるのは「認可組合」と、「事業所」とあるのは「認可組合の事務所」と、「事業主、被保険者」とあるのは「被保険者」と読み替へる。

第五十一條中「第三十一條第一項の下に」若しくは「第三十七條の四第一項」を加へる。

第五十六條に次の二項を加へる。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に關し、第五十一條又は第五十二條の違反行為をしたときは、行為者を罪するほか、その団体に對して、各本條の罪を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に關する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一號）の規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四條、第十六條の二第二項及び第三項並びに第十六條の五第一項及び第二項の改正規定、第二十八條第二項の改正規定中国庫の負担率に關する部

分、第三十條の改正規定並びに附則第二項から附則第四項まで、附則第六項、附則第九項及び附則第十項の規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。

（保険給付に關する経過措置）
2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて發した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して第十四條の改正規定の施行前に一年を経過したものに關する療養の給付及び家族療養費の支給については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第十六條の二第二項及び第十六條の五第二項の規定の適用については、改正前の第三十條第一項の規定による第一級又は第二級の保険料は、それぞれ改正後の同條同項の規定による第一級又は第二級の保険料とみなす。

4 第十六條の二第三項の改正規定の施行前に支給開始された傷病手当金については、同條同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第十六條の四第一項及び第十七條の三第一項の改正規定の施行前に分擔した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る分べん費又は配偶者分べん費については、これらの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 第十六條の五第一項の改正規定の施行前に分擔した被保険者又は被保険者であつた者に係る出産手当金については、同條同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第十七條第二項及び第五項の改正規定の施行前に行なわれた療養に係る家族療養費の額については、これらの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 改正後の第十七條の四第一項の規定は、同條の規定の施行前に同條同項各号の一に該当するに至つた被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して同條の規定の施行の際まだ三箇月（月の初日に該當するに至つた者については、二箇月）を経過していないもの及びその被扶養者についても、適用する。

（国庫の負担に關する経過措置）
9 昭和三十六年七月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給、同日前に支給開始された傷病手当金の支給、同日前の分擔に係る出産手当金の支給及び同日前行なわれた療養に係る特別療養費の支給に要する費用についての国庫の負担については、第二十八條第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律の一部改正）
10 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四十九號）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

健康保険法（大正十一年法律第七十號）の一部を次のように改正する。

第四十三條ノ四第二項中「及被扶養者」を「並ニ被保險者及被扶養者」に改め。

（国民健康保険法の一部改正）
12 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。

第六條第五号中「交付を受けて一年を経過しない者」を「交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に改め、「被保險者とならない期間内にある者及び」の下に「同法第八條第三項の規定により当該日雇労働者健康保險被保險者手帳を返納した者並びに」を加へる。

第五十五條に次の一項を加へる。

3 第一項の規定による療養の給付は、当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保險法の規定による特別療養費の支給を受けることができる間は、行なわれない。

本案施行に要する経費として、約十八億七千万円の見込みである。

失業保險法の一部を改正する法律案

失業保險法の一部を改正する法律案

失業保險法（昭和二十二年法律第四十六號）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「一年」を「三年」に改める。

第十七条中「百分の六十」を「百分の八十（賃金日額が四百八十円を超える場合には、その超える部分については、百分の六十）」に、「三百円」を「千円」に改める。

第十七条の四第一項中「百分の八十に相当する額」を削る。

第十八条第一項中「二年間」を「三年間」に改める。

第十九条中「一年」を「三年」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

失業保険金は、第十八条に規定する三年の期間（以下次条において受給期間という。）内において、通算して左に掲げる日数分を超えては、これを支給しない。

一 離職の日まで引き続き一年未満同一事業主に被保険者として雇用され、かつ、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者については、九十日分

二 離職の日まで引き続き一年未満同一事業主に被保険者として雇用され、かつ、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して十箇月以上である者又は離職の日まで引き続き一年以上一年六箇月未満同一事業主に被保険者として雇用された者については、百八十日分

三 離職の日まで引き続き一年六箇月以上三年未満同一事業主に被保険者として雇用された者については、三百六十五日分

四 離職の日まで引き続き三年以上

同一事業主に被保険者として雇用された者については、七百三十日分

第二十条の二第三項中「第二十条第一項及び前二項」を「前条第一項」に改め、同条第一項及び第二項を削る。

第二十条の三第一項中「から第三項まで」を削り、同条第二項中「一年」を「三年」に改める。

第二十条の四第一項中「から第三項まで」を削る。

第二十八条第一項中「四分の一」を「三分の一」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条の二を削る。

第三十八条の八中「二百円」を「三百五十円」に、「四百四十円」を「二百六十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「十円」を「十四円」に、「六円」を「十円」に、「二百八十円」を「四百五十円」に改め、同条第二項中「五円」を「七円」に、「三元」を「五円」に改める。

第三十八条の十五第一項本文中「その翌月において離職した場合は、離職の日の属する月の前二月」を「その翌月以後において離職した場合は、その二月」に改め、同条第二項中「離職の日の属する月の前二月」を「同項に規定する二月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、失業保険法（以下「法」という。）第三十八条の八の改正規定は、同年七月四日から施行し、改正後の法第三十八条の規定は、昭和三十六年度以降の費用について適用する。

（経過措置）

2 改正後の法第十五条第二項、第十七条、第十七条の四第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十条の二第二項、第二十条の三及び第二十条の四第一項の規定は、これらの改正規定の施行の日の前日以前一箇年の期間内において法第十五条第一項の規定により受給資格を得て離職した者（これらの改正規定の施行前に失業保険金の支給を受け終わつた者を除く。）についても適用する。

3 昭和三十六年七月において法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金については、法第三十八条の九第二項中「左の各号」とあるのは「昭和三十六年六月に納付された保険料に應じ、左の各号」と、「二十八日分」とあるのは「十四日分」とする。

4 改正後の法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日以前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

5 改正後の法第三十八条の十五の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用された場合について準用する。

（失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律の一部改正）

6 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新法第二十八条第一項及び第二項及び第二十八条の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに」を削る。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約百五十五億円の見込みである。

昭和三十六年四月十五日印刷

昭和三十六年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局